

## 参議院内閣委員会議録第十二号

(二二七)

平成十九年五月十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月八日

辞任

尾立 源幸君

木俣 佳丈君

亀井 郁夫君

五月九日

辞任

芝 博一君

郡司 彰君

長谷川憲正君

櫻井 充君

藤原 正司君

秋元 司君

鴻池 祥肇君

朝日 俊弘君

工藤堅太郎君

佐藤 泰三君

鈴木 政二君

田村耕太郎君

竹山 裕君

林 芳正君

山谷えり子君

木俣 佳丈君

郡司 彰君

櫻井 充君

國民生活金融公庫總裁

農林漁業金融公庫理事

中小企業金融公庫理事

日本銀行企画局長

雨宮 正佳君

白浜 一良君

亀井 郁夫君

渡辺 喜美君

林 芳正君

国井 正幸君

内閣府副大臣

農林水産副大臣

大臣政務官

財務大臣政務官

経済産業大臣政務官

高木美智代君

椎名 一保君

鳴谷 潤君

大藤 俊行君

鈴木 正徳君

河野 正道君

香川 傑介君

小手川大助君

玉木林太郎君

近藤 賢二君

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤原正司君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、本日の委員会に国民生活金融公庫總裁薄井信明君、農林漁業金融公庫理事坂野雅敏君、中小企業金融公庫理事石川雅郎君及び日本銀行企画局長雨宮正佳君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(藤原正司君) 本日の委員会に国民

生活金融公庫總裁薄井信明君、農林漁業金融公庫

理事坂野雅敏君、中小企業金融公庫理事石川雅郎

君及び日本銀行企画局長雨宮正佳君を参考人とし

て出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(藤原正司君) 本日の委員会に国民

生活金融公庫總裁薄井信明君、農林漁業金融公庫

理事坂野雅敏君、中小企業金融公庫理事石川雅郎

君及び日本銀行企画局長雨宮正佳君を参考人とし

て出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(藤原正司君) 本日の委員会に国民

生活金融公庫總裁薄井信明君、農林漁業金融公庫

理事坂野雅敏君、中小企業金融公庫理事石川雅郎

君及び日本銀行企画局長雨宮正佳君を参考人とし

て出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(藤原正司君) 本日の委員会に国民

生活金融公庫總裁薄井信明君、農林漁業金融公庫

理事坂野雅敏君、中小企業金融公庫理事石川雅郎

君及び日本銀行企画局長雨宮正佳君を参考人とし

て出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(藤原正司君) 本日の委員会に国民

生活金融公庫總裁薄井信明君、農林漁業金融公庫

理事坂野雅敏君、中小企業金融公庫理事石川雅郎

君及び日本銀行企画局長雨宮正佳君を参考人とし

て出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(藤原正司君) 本日の委員会に国民

生活金融公庫總裁薄井信明君、農林漁業金融公庫

理事坂野雅敏君、中小企業金融公庫理事石川雅郎

君及び日本銀行企画局長雨宮正佳君を参考人とし

て出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(藤原正司君) 本日の委員会に国民

生活金融公庫總裁薄井信明君、農林漁業金融公庫

理事坂野雅敏君、中小企業金融公庫理事石川雅郎

君及び日本銀行企画局長雨宮正佳君を参考人とし

て出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

参考人

【参議院】

第一回

内閣委員会議録第十二号

平成十九年五月十日

【参議院】

第一回

内閣委員会議録第十二号

平成十九年五月十日

法案、この件であります。これらにつきましては、行政改革推進法の中で、より今ある政府系金融機関をスリム化させて、そして効率よく、そしてまたスリム化ということと同時にコストというものを削減し、そしてまた時代に合わせて必要なものは残しながら国として取り組むべきことは取り組む、そういうふたつ思いの中、今度その中身をどうしていくかということの中でのたびの議案となりました法律があるということで理解をさせていただいております。

冒頭に何点か申し上げたい点があるわけでありますけれども、確かに、官から民、そしてまた民でできることは民、私はこれは大事な位置付けであると思つてあります。ですからこそ、今まで国がいろんな形である意味助けてきた分野というのは、民間でできることは民間でといふことの中で、極力国が口を出さずに、また税金等を使わずに民活を利用しながら頑張つてもらう、これは私は新しいこの新時代において非常に大事なことだと思っております。

しかしながら、政府としてやはり助けるべきものは助けていかなくちゃいけない、そして必要なものは必ず国が何かしら携わっていかなきやならないといふ分野はあるわけでありまして、とりわけ私は、この経済の分野でいえば中小企業、零細企業、当然民間の中で、それが切磋琢磨し合つて、競争し合つて頑張つても、これが切磋琢磨し合つて、競争し合つて頑張つても、これは当然のことでありますけれども、しらう、これは当然のことでありますけれども、しかし頑張る前提として、ある意味少し国が後押しして、また金融機関の中であれば、民間金融機関がなかなか手を出しにくいと言わされた分野においては多少国がある意味政策的に助けてあげれば、それによってこの中小企業、零細企業が元気になれる一つのきっかけになるのであれば、わざとばかりでも国が応援してあげるというのは私は必要であることあるんじやないかなと、そのように思つておられるわけであります。

そういう意味におきましては、これはさんざ

ん行政改革の推進法の中でも大分議論をさせていただきましたけれども、特にこの政策金融機関については、やはり政策的に必要な部分は残していく、しかし時代の要請に応じて、それはやこういった部分においてはいいんじゃないかと言われるのは、立法府銀行ですか、この分野をすべて一本化して、そして国として応援できる体制は応援する、そういう形を取つたという理解であります。

今日は、そういう意味において、じゃ、何が必要で何が必要じゃないのか、そしてまた必要なものであれば、今後株式会社となり、といいまして特殊会社という位置付けでありますけれども、政策的に国が進めていかなくちゃならない分野をどうすれば株式会社として運営するこの日本政策金融公庫、しっかりと国の政策を実現できる方へ向に行けるのか、そういうことを何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、一点目でありますけれども、組織の在り

方として、今私が前段申し上げさせていただきました、今回株式会社となるといえども、当然国の目指していく政策、そしてまた中小企業に向けて、中小企業のある意味助けていく、そういうことを重視をしてもらうための私は株式会社の在り方だとと思うんですけれども、その中で国が政策を実現するために、どのようにしてある意味この株式会社に対して担保をしていくのか、この件についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(大藤俊行君) 先生が御指摘になり

常時保有しなければならないというふうにしているところでございます。また、資金調達において、大いにそういった特殊能力をどんどんと民間でも、またある意味特殊法人でも活用していくべきないと、そういうふたつ思いの立場でありますけれども、ただいま申しあげましたように、予算につきましては、引き続き財政融資資金の借入れや政府保証債の発行を可能とするという措置も講じているところでございます。また、予算につきましては、引きましては、やはり政策的に必要な部分は残していく、しかし時代の要請に応じて、それはやこういった部分においてはいいんじゃないかと言われる部分はカットする、そういう意味で、いわゆる国金、中小公庫、また農林公庫、そしてまた国際協力銀行ですが、この分野をすべて一本化して、そして国として応援できる体制は応援する、そういう形を取つたという理解であります。

今日は、そういう意味において、じゃ、何が必要で何が必要じゃないのか、そしてまた必要なものであれば、今後株式会社となり、といいまして特殊会社という位置付けでありますけれども、政策的に国が進めていかなくちゃならない分野をどうすれば株式会社として運営するこの日本政策金融公庫、しっかりと国の政策を実現できる方へ向に行けるのか、そういうことを何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、一点目でありますけれども、組織の在り方として、今私が前段申し上げさせていただきました、今回株式会社となるといえども、当然国の目指していく政策、そしてまた中小企業に向けて、中小企業のある意味助けていく、そういうことを重視をしてもらうための私は株式会社の在り方だとと思うんですけれども、その中で国が政策を実現するために、どのようにしてある意味この株式会社に対して担保をしていくのか、この件についてお伺いをしたいと思います。

ただ、一部の機関におきましては、やはりもう

そういう時代は古いということの中に民間から総裁を迎える形でやつてあるところもあるわけでありますけれども、私は実は、変な天下り、又は公務員の、いわゆるこういった特殊法人も含めた公務員、いわゆるこういった特殊法人も含めた公務員が株を保有している会社、公務員の方々の固定的なポストであるということについては非常に私は否定的な考え方でありますけれども、しかし今までのそういう公務員としての、又は専門分野の知識を生かしてそれなりの役所以外のところで働く、専門分野をフルに使ってもらつて頑張つてもらう、そういうことについては決して

私は否定すべきものじゃないと思つておりますけれども、ここに對して、政府が当然株を保有しますが、ここに對して、政府が当然政策的には口出しをするわけですから、当然政策的には口出しをすることになります。また、予算につきましては、国会の議決を経ることとしているところでございまして、今申し上げましたような様々な規定を設けて措置をしているところでございます。

○秋元司君 今お話出した話によりますと、ある意味今までとそう変わりはないというような形でありますけれども、この会社として運営するこの日本政策金融公庫、しっかりと国の政策を実現できる方へ向に行けるのか、そういうことを何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、一点目でありますけれども、組織の在り方として、今私が前段申し上げさせていただきました、今回株式会社となるといえども、当然国の目指していく政策、そしてまた中小企業に向けて、中小企業のある意味助けていく、そういうことを重視をしてもらうための私は株式会社の在り方だとと思うんですけれども、その中で国が政策を実現するために、どのようにしてある意味この株式会社に対して担保をしていくのか、この件についてお伺いをしたいと思います。

ただ、一部の機関におきましては、やはりもうそういう時代は古いということの中に民間から総裁を迎える形でやつてあるところもあるわけでありますけれども、私は実は、変な天下り、又は公務員の、いわゆるこういった特殊法人も含めた公務員が株を保有している会社、公務員の方々の固定的なポストであるということについては非常に私は否定的な考え方でありますけれども、しかし今までのそういう公務員としての、又は専門分野の知識を生かしてそれなりの役所以外のところで働く、専門分野をフルに使ってもらつて頑張つてもらう、そういうことについては決して

められる識見、能力を有する者の中から適材適所で経営責任者を選任をしていくという方針は正しいことであろうと思つております。

具体的に選任をするに当たつては、まず新公庫自らが人を選びます。そして、主務大臣もこれをチェックをいたします。また、主務大臣の認可に当たつては、適切な人選であるということについて政府の確立したルールに基づいて内閣としてきちんとチェックをしてまいります。具体的には、第一に、役員全員について官房長官の同意が必要となります。第二に、代表権の付与に当たつても官房長官の同意が必要となります。第三に、代表取締役会長それから社長については閣議の口頭了解が必要になります。したがつて、固定的に、事務次官だからどこぞの総裁理事長のポストに就けるんだということはなくなるわけでございま

す。

○秋元司君 今の大臣の御答弁にありますように、固定的なポストとしない、これは本当にさんざん行革推進法でも議論したとおり、私は本当に大事なことであると思いまして、それがある意味国民に対して政府としてメッセージを出していく、こういった天下りはやめていく、そういった国民に対するメッセージでありましようから、この点をしつかりやはり守つていただいて、そして、かといつてすべていわゆる公務員の方を排除するというのじゃない、それはもう確認をさせていただきました。しつかりその目標に向かつて頑張つていただきたいと思います。

次に、同じガバナンスという観点から、今回の新公庫法では先ほど申し上げましたが、四つのいわゆる旧政策金融機関これが一本化するわけでありまして、そうしますと、今までの四つの金融機関、それぞれいろんな立場で政策を異にして仕事をされていたわけでありますけど、一つの会社となりますと、どうしても、何というんですか、グロスで仕事の評価を私はしがちになつてしまふんじやないかなと思うわけであります、それぞれ、本来ですと持ち場を持ち場の政策意義、

そしてまた仕事に対する評価というものは私はしていかなくちゃいけないかと思うんですけれども、そういう中で、政策実施の責任に対する明確化ということについてお伺いをしたいと思いま

す。

○政府参考人(大藤俊行君) 新公庫は、先生が今お話しになりましたように、国会の議決を経て必要な財政支援を受けつつ、零細事業への貸付けから国際金融といったようなところまで多様な業務を担う機関でございます。このため、新公庫におきましては、各政策の適切な実施と透明性の確保、責任の明確化というものを図るべく、まず主要政策ごとに勘定区分を行いまして、政策目的ごとに拠出された出資金等の財政資金をきちんと分別管理するとともに、各政策の実施状況を明確にするということでございます。また、各政策分野に責任を持つ主務大臣がきちんと業務実施を監督をするということでございます。

また、財政支出ということにつきましては、その在り方につきまして、機関全体の収支差額を一括して事後的に補給金という形で補てんするいわゆる収支差補給金の形となつてているものにつきましては、あらかじめ必要と考えられる金額につきましてできる限り明確な基準で見積もつておく方式に改める方向で見直していきたいというふうに考えているところでございます。

こういったような措置を講じることによりまして、政策実施の責任の明確化等を図つてまいりました。いと考えていいるところでございます。

○秋元司君 本当にそれは大事な私はことであるうかと思いますので、是非そのことをしつかり実施していただきたい、それやつてはいる仕事が適切に評価される、そしてまた、足らざるはしつかりと補えるような体制を取つていく、このことが必要だと思いますので、是非頑張つていただきたいと思います。

続きまして、少し運営の方について何点かお伺いをさせていただきたいと思います。

○秋元司君 国金、中小公庫、そして農林公庫、国際協力銀

行、先ほどから申し上げますとおり、これは似たような、例えば国金とか中小公庫、同じ中小企業対象の金融機関であるとしても、ただ対象となる企業はやっぱり、企業の体質そのものはそれぞれ違うわけであります。国金と中小公庫、来るお客様との、何といいますか、企業の売上規模、資金、これは全く異なったケースが私は多いと思

うわけであります。

そうしますと、一本化した金融機関の形ですと、国金に来るようなお客様、来るような会社が中小公庫の担当者のところに行つたときに、とても話が合わないとか、よく話が合わない、そんなことはよくある話でありますから、私は特に目利きという分野についても今後非常に心配する点があるわけであります。同時に、もつと大きな目で見れば、国際協力銀行、これはどちらかというと国際金融機関の分野でありますから、当然国内の金融とは全く違う。

そういったことからしまして、こういったそれが今まで四分野で頑張つていた組織を一本化するということの中では、どのように組織の設計というものを考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(大藤俊行君) 会社法上、今後の新公庫の内部組織の具体的な在り方につきましては、会社の自主性にゆだねることが基本であると考えております。ただし、今後の具体的な組織設計に当たりましては、政策金融改革の趣旨を踏まえまして、効率的な事業運営の実現等、政策上必要な業務的確実な実施を図る観点から最もふさわしい姿となるよう努めていく必要があると考えてございます。

その際、行革推進法の第五条におきまして、事業の性格の差などから、国内金融の業務を行う部門と国際金融の業務を行う部門とに大別をする。それから、内部部門につきましては、業務の態様に応じた区分を明確にして内部組織を編成するというふうに規定されているところでございます。

また、新公庫が政策金融機関として必要な機能をしっかりと担い、政策上必要な業務を的確に実施していくためには、先生が今御指摘になりましたように、それぞれの分野の各政策や実情に精通した人材の確保、養成が行われて利用者と直接相対する窓口に適切に配置されるなど、きめ細かな対応が極めて重要であると考えているところでございます。この点につきましては、行革推進法第五条におきましても、新公庫の組織について、専門的能力を有する職員の配置及び育成を可能とするものと規定されているところでございます。こういったように、きちんとした人材の育成、確保といつたような点にも配意していく必要があると考えているところでございます。

また、先ほど申し上げましたように、新公庫は、政策金融を実施する機関といたしまして主要政策ごとに勘定区分をいたしまして、各政策分野に責任を持つ主務大臣がきちんと業務実施を監督するということにしていくわけでございます。これらによりまして、各分野における政策上必要な業務的確実な実施というものが図られていくものと考えております。

また、先ほど申し上げましたように、新公庫は、政策金融を実施する機関といたしまして主要政策ごとに勘定区分をいたしまして、各政策分野に責任を持つ主務大臣がきちんと業務実施を監督する

ればこれはすべて絵にかいたもちになつていく、そういう思いがありますから、とりわけここ五、六年ないしは七、八年は当然それぞれの、今、国金だ、中小企業公庫だ、又は農林公庫だ、国際協力銀行だ、それぞれ別組織であつたのが一本化するといつても、それぞれ別組織であつた教育訓練体制の中で業務をしてきた皆さんが最初携わつていくわけでありますから、私は当初は余り心配しておりませんけれども、しかしそれが五年たち、七年たち、八年たちというふうになりますと、新しいわゆる新入社員というものを入れていった場合においては、今度はその人たちはある意味一本化された中での新しい人材なわけでありますから、そうしますと、今までのよう、自分は国金に来るようなお客さんを対象とするための目利きということじやなく全体を今度見ていかなくちやいかな。これはある意味バランスを取るために大事なことかもしれません。

しかし、事政策金融ということに対しますと、それはそれで専門的な知識をそれ用でやっぱり学んでもらい、それでもつてお客さんに対応してもらう。のために、私はある意味民間金融機関と違つて政策金融機関が果たしていく役割がここにあると思つておりますから、それが民間金融機関と同じようになつてしまつて、中小公庫対象の企業も見れますよ、又は国金の対象も見れますといふうな、すべてが中途半端な形になつてしまつてこれはこれまでの政策意義がなくなる可能性がありますから、その教育体制というもののだけはしっかりと充実していただきたい、そのようにお願いをさせていただきます。

同時に、先ほどガバナンスのところにもちよつと触れていただきましたけれども、資金調達における点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(大藤俊行君) 資金調達についてのお尋ねでございます。

新公庫の担う業務は、政策金融として国が責任

を持って実施していく業務でございます。このため、今回の公庫法におきまして、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう、新公庫はこれまでと同様に財政融資資金の借り入れや政府保証債の発行が必要に応じ可能となるよう所要の規定を措置しているところでございます。

こういった措置を前提といたしまして、新公庫におきましては、資産、負債の総合管理、いわゆるALM管理の観点も踏まえまして、資金調達コスト、期間、市場の状況等を勘案しながら、財投機関債、政府保証債、財政融資資金の借り入れ等を適切に組み合わせて、予算、決算につき国会での御審議をいただいた上で、新公庫による効率的な資金調達についくことが重要であると考えております。

新公庫の資金需要につきましては、各分野の資金需要、調達時期、償還期限は様々でございますけれども、資金調達コストをできるだけ低減をしていくという観点を踏まえまして、新公庫において一元的、効率的な資金調達を実施していくということになるわけでございます。

○秋元司君 元々政策金融機関がやつてきた分野

でありますから、どちらかというと余りもうかる分野じゃないんですね。もうかる分野というのは同じようになつてしまつて、中小公庫対象の企業も見れますよ、又は国金の対象も見れますといふうな、すべてが中途半端な形になつてしまつてこれはこれまでの政策意義がなくなる可能性がありますから、その教育体制のだけはしっかりと充実していただきたい、そのようにお願いをさせていただきます。

同時に、先ほどガバナンスのところにもちよつと触れていただきましたけれども、資金調達における点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(大藤俊行君) 資金調達についてのお尋ねでございます。

新公庫の担う業務は、政策金融として国が責任

たことがあります。当然、一本化するといふことになりますと、職員の数も含めて、支店を統合すればそれだけの固定費も軽減されるわけありますから、統合効果ということを考えますけれども、実はそれ以上に統合することに

よつてのメリットというのは幾つか私はあると思うのですが、今政府が考えている統合効果と

これが一番目に見える形の統合効果であると思

ますけれども、実はそれ以上に統合することに

よつてのメリットというのは幾つか私はあると思

うんですか、今政府が考えている統合効果と

のをどのようにとらえていらっしゃるのか、お伺

いしたいと思います。

○政府参考人(大藤俊行君) 現行四機関を一つの

政策金融機関に統合する主なメリットとしては、

まず先生が最初にお話しになりましたように、管

理部門等の共通する業務の一元化や同一地域に複

数の支店が存在する場合に統合する等によりまし

て役職員数の縮減、経費の節減を図るということ

がありますし、また資金調達のところでお話し

たしましたように、新公庫が一元的、効率的に資

金調達を実施することによって資金調達コストの

低減を図つていくということがございます。

このようなことに加えまして、まず業務に関するノウハウの共有などによりまして、新規創業の

支援や事業再生支援といったいわゆる分野を超

えた共通の課題といったようなものにつきまして連

携した取組を行うことができる。また、経営コン

サルティング、ビジネスマッチング等、またこれ

についても幅広いサービスの提供に取り組むこと

ができるといったようなメリットがあると考えて

おります。

また、さらに支店統合によりまして主要な支店

におきまして新公庫のすべての金融サービスに

する、言わば利用者から見てワンストップサービ

スを提供するということも可能になると思ってお

りますし、また、全支店におきまして新公庫が提

供いたしますすべてのサービスに関する情報提供

体制を整備するといったようなメリットも考えら

れるのではないかと思つてているところでございま

るが、やはり本筋でありますから、その辺のことを

お聞きをさせていただきます。

同時に、先ほどガバナンスのところにもちよつと

触れていただきましたけれども、資金調達におきま

してどのような組織体制で挑まれるのか、こ

の点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(大藤俊行君) 資金調達についての

お尋ねでございます。

新公庫の担う業務は、政策金融として国が責任

を持つて実施していく業務でございます。このため、今回の公庫法におきまして、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう、新公庫はこれまでと同様に財政融資資金の借り入れや政府保証債の発行が必要に応じ可能となるよう所要の規定を措置しているところでございます。

こういった措置を前提といたしまして、新公庫におきましては、資産、負債の総合管理、いわゆるALM管理の観点も踏まえまして、資金調達コスト、期間、市場の状況等を勘案しながら、財投機関債、政府保証債、財政融資資金の借り入れ等を適切に組み合わせて、予算、決算につき国会での御審議をいただいた上で、新公庫による効率的な資金調達を図つていくことが重要であると考えております。

新公庫の資金需要につきましては、各分野の資金需要、調達時期、償還期限は様々でございますけれども、資金調達コストをできるだけ低減をしていくという観点を踏まえまして、新公庫において一元的、効率的な資金調達を実施していくといふことになるわけでございます。

○秋元司君 元々政策金融機関がやつてきた分野

でありますから、どちらかというと余りもうかる分野じゃないんですね。もうかる分野というのは同じようになつてしまつて、中小公庫対象の企業も見れますよ、又は国金の対象も見れますといふうな、すべてが中途半端な形になつてしまつてこれはこれまでの政策意義がなくなる可能性がありますから、その教育体制のだけはしっかりと充実していただきたい、そのようにお願いをさせていただきます。

同時に、先ほどガバナンスのところにもちよつと

触れていただきましたけれども、資金調達における点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(大藤俊行君) 資金調達についてのお尋ねでございます。

新公庫の担う業務は、政策金融として国が責任

たことがあります。当然、一本化するといふこと

になりますと、職員の数も含めて、支店を

統合すればそれだけの固定費も軽減されるわけ

ありますから、統合効果ということを考えます

けれども、再三再四我々は、金融の在り方として議

論をする中に、日本というのはどうしても中小企

業に対しても保証人、担保というものを要求しがち

でありますから、本来、融資というのは企業に出す

とすれば、そのビジネスモデルというのがいかが

なものなのかというこの評価判断で融資をして

いくというのが本来の在り方であると思うんです

けれども、日本はどうやらかというと、先ほど申し

上げたように保証人又は担保、そういうしたものに

頼りがちでありますから、それに基づいてそれなり

の融資をしていく、これがずっと長い時代ありました。

その結果、いわゆるバブル崩壊のときに、多くの中小企業がバブル崩壊のおりを受けて、結果的に企業における代表者が個人保証を入れているがために会社も倒産すると人生も終わってしまう、そういう傾向になりまして、ある意味多くの自殺者を生んでしまったということにも私はつながっているんじやないかなと思うわけであります。

ですからこそ、政府として、やはりこれからは、ある意味企業を応援するんだという観点から、この無担保無保証というものをまず国が取り組んで、そういう分野を見て今度は民間金融機関が、ああそういうことがこの國もできるのかという安心の中に今後民間金融機関がどんどんとそういった分野にもつともつと積極的にやつていただければと思うわけであります。

國金の方では既に經營改善貸付金という、こういつた分野の中で、当然これは民間のいわゆる経済団体との連係プレーをもつての在り方だと思いまますけれども、無担保無保証を率先してやつていただいていると、無保証まで行つたのかな、無担保かな、無保証まで行つているか、ちょっと私記憶が定かじやありませんが、いわゆる無担保といふことについては積極的にやつていただいているわけでありますけれども、どうですか、この經營改善貸付金、これにおける少し実績等をお話しいただきたいと思うんですが。

○政府参考人(近藤賢二君) お答えを申し上げます。

まず、先生今御指摘の經營改善資金貸付けといふのは小企業等經營改善資金貸付け制度と言つておられます。いわゆるマル経融資と言つておられます。受けた小規模事業者がその商工会等の推薦に基づきまして國民金融公庫から、無担保無保証でございます。無保証人で低利融資を受ける制度でございます。

まず、その実績について話せということでござりますので、少し数字を申し上げたいと思います。

が、マル経制度は昭和四十八年に制度を創設して以来相当何度も何度も拡充、充実をしてまいりました。最近のこの十年間のマル経の貸付けの推移を見ますと、平成九年度には貸付けが約十二万件ほどございました。十八年度では約五万件の貸付けでござります。貸付規模の方は、平成九年度で約四千億でございます。

百四十億と、こういう実績になつておるところでございます。まず実績を御報告を申し上げます。

○秋元司君 やっぱり多くの企業の方がこの制度を利用している、そういう結果であろうかと思います。

是非、新しい別組織になつても、この制度は引き続き残していただきまして、今回の法案を見ますと、しっかりとこれは残っているという位置付けになつたと思いますが、國金が対象とする方といふのは額的には五百萬、六百、七百、大体一千円以下の方が大半じゃないかと思うわけであります。

是非、そういう方に融資をするというような意味では、こういつた制度を利用してもらって、本當は商売でありますから自分が、日本の感覚で言いますと、自らの自己責任を持つて頑張つても

らうためには誠意を持つて自分も保証人にもなつて仕事に取り組む、そういう精神論からいえば大事なことかもしれません、しかしビジネスは

ビジネス、余り過度に個人の保証も取りますと、いわゆる我々としてはどんどんとビジネスをやつてくださいという、国としてもそういう政策を出しているにもかかわらず個人保証を余り押し付けてますと、どうしても何だという話にもなりがちます。

まず、先生今御指摘の經營改善資金貸付けといふのは小企業等經營改善資金貸付け制度と言つておられます。いわゆるマル経融資と言つておられます。受けた小規模事業者がその商工会等の推薦に基づきまして國民金融公庫から、無担保無保証でございます。無保証人で低利融資を受ける制度でございます。

マル経という制度を使わなくても、ある意味、国金のサイドでこの会社はいけると踏んだのであれども、無担保無保証というのをどんどん枠を拡大してもらつて、積極的にそういう多くの経営者の皆さんに頑張つてもらう、そういう拡大の意味での、拡充の意味での活躍というものを私は期待させていただきたいと思うんですが、その辺いかがですか。

方から御報告をさせていただきますと、まず先生おつしやいましたように、中小企業者、特にこの小規模企業者の場合には担保とか信用力に非常に乏しいわけでございます。資金調達でなかなか苦しむという現実がございます。そういう中で、このマル経制度は非常に有用な、有益な役割を果たしてきたというよう私ども認識をしておりまして、昨年成立をさせていただいた行政改革推進法、それから昨年六月に決定をされました政策金融改革に係る制度設計、さらには現在正に今日御審議いただいております株式会社日本政策金融公庫法案におきましても、新公庫にマル経融資制度がしっかりと承継されることなどが規定をされているところでございます。引き続き、この制度の積極的な活用を図りながら、小規模事業者の資金調達支援に取り組んでまいりたいと考えております。

それからさらに、今本人保証の御質問がございました。本人保証のところは先生のおつしやるところ非常によく分かるわけでございます。中小企業向け融資については、ただ、經營と所有が分離しているないという場合に經營者のモラルハザードを防ぐことが難しいということで、經營者の本人保証を微求するという現実もあるわけでございま

す。

この生活衛生分野に携わっている皆さん、なかなか法的な位置付けが自分たちはないので、ひょっとしたら自分たちの分野は今後忘れ去られてしまふんじゃないのかという懸念の声が大分飛んでいます。

國金の業務の中でいわゆる生活衛生貸付金、昔はこれは環衛公庫があつたわけですが、環衛公庫がなくなつてその業務を國金にやつていた

だいでいるわけでありますけれども、実は今回この組織統合ということの中で、どちらかといふとこの生活衛生分野に携わっている皆さん、なかなかこの生活衛生分野に携わっている皆さん、なかなか法的な位置付けが自分たちはないので、ひょっとしたら自分たちの分野は今後忘れ去られてしまふんじゃないのかという懸念の声が大分飛んでいます。

これは中小企業金融公庫で今年の四月から予算で認めていた、だいてスタートさせたんですけれども、定期的な財務報告等の約束をしっかりと履行する場

合に、経営者本人の保証を免除するような本人保証の猶予特例制度というものを創設をいたしました。最近のこの十年間のマル経の貸付けの推移を見ますと、平成九年度には貸付けが約十二万件ほどございました。十八年度では約五万件の貸付けでござります。貸付規模の方は、平成九年度で

約四千億でございます。

百四十億と、こういう実績になつておるところでございます。まず実績を御報告を申し上げます。

○秋元司君 やっぱり多くの企業の方がこの制度を利用している、そういう結果であろうかと思います。

是非、新しく別組織になつても、この制度は引き続き残していただきまして、今回の法案を見ますと、しっかりとこれは残っているという位置付けになつたと思いますが、國金が対象とする方といふのは額的には五百萬、六百、七百、大体一千円以下の方が大半じゃないかと思うわけであります。

是非、そういう方に融資をするというような意味では、こういつた制度を利用してもらって、本當は商売でありますから自分が、日本の感覚で言いますと、自らの自己責任を持つて頑張つても

らうためには誠意を持つて自分も保証人にもなつて仕事に取り組む、そういう精神論からいえば大事なことかもしれません、しかしビジネスは

ビジネス、余り過度に個人の保証も取りますと、いわゆる我々としてはどんどんとビジネスをやつてくださいという、国としてもそういう政策を出しているにもかかわらず個人保証を余り押し付けてますと、どうしても何だという話にもなりがちます。

ただ、これは余り過度な本人保証を取つていきまして、そういう意味においては、より多くの経営者がどんどんと生まれてくるために、この無担保無保証、私は大事な政策の一つだと思いますので、引き続き政策としては残していいと思いますので、引き続き政策としては残していいと思います。こんな実態もあるわけでございまして、こ

れは中小企業金融公庫で今年の四月から予算で認めていた、だいてスタートさせたんですけれども、定期的な財務報告等の約束をしっかりと履行する場合に、経営者本人の保証を免除するような本人保証の猶予特例制度というものを創設をいたしました。最近のこの十年間のマル経の貸付けの推移を見ますと、平成九年度には貸付けが約十二万件ほどございました。十八年度では約五万件の貸付けでござります。貸付規模の方は、平成九年度で

約四千億でございます。

百四十億と、こういう実績になつておるところでございます。まず実績を御報告を申し上げます。

○秋元司君 やっぱり多くの企業の方がこの制度を利用している、そういう結果であろうかと思います。

是非、新しく別組織になつても、この制度は引き続き残していただきまして、今回の法案を見ますと、しっかりとこれは残っているという位置付けになつたと思いますが、國金が対象とする方といふのは額的には五百萬、六百、七百、大体一千円以下の方が大半じゃないかと思うわけであります。

是非、そういう方に融資をするというような意味では、こういつた制度を利用してもらって、本當は商売でありますから自分が、日本の感覚で言いますと、自らの自己責任を持つて頑張つても

らうためには誠意を持つて自分も保証人にもなつて仕事に取り組む、そういう精神論からいえば大事なことかもしれません、しかしビジネスは

ビジネス、余り過度に個人の保証も取りますと、いわゆる我々としてはどんどんとビジネスをやつてくださいという、国としてもそういう政策を出しているにもかかわらず個人保証を余り押し付けてますと、どうでも何だという話にもなりがちます。

ただ、これは余り過度な本人保証を取つていきまして、そういう意味においては、より多くの経営者がどんどんと生まれてくるために、この無担保無保証、私は大事な政策の一つだと思いますので、引き続き政策としては残していいと思いますので、引き続き政策としては残していいと思います。こんな実態もあるわけでございまして、こ

お伺いしたいと思います。

○国務大臣(渡辺喜美君) 生活衛生関係営業者の方々は国民にとっては大変身近な存在であります。十六業種ございます。事業者数にして約百万人、従業者数が何と六百万人に及んでおります。我が国の経済にとって、国民生活の向上において大変重要な役割を担っているということあります。国民生活金融公庫のこうした方々に対する融資が円滑に事業を継続する上で大変重要であると私ども考えております。

政府としては、新公庫を設立するに当たって、こうした貸付けはしっかりと継承をしてもらうということでございます。

新公庫法においては、第一に、目的規定において、行政改革推進法において用いられている国民一般という用語を用いております。これが生活衛生関係営業者を含むものであることは法文上明示されております。第二に、業務の規定において、生活衛生貸付けの具体的な内容を明記をいたしております。第三に、新公庫の資金計画において生活衛生関係の貸付予定額の合計額を明らかにしなければならないとしております。

政府としても、新公庫の設立により生活衛生関係営業者の皆さんが融資や利便性について不安を持たれることがないよう、新公庫の運営に当たつて十分配慮をする方針でございます。

○秋元司君 今の大臣のお言葉を聞いて、生活衛生に携わる業界の皆さん安心されていると思いますので、是非引き続きこの組織の上での、又は政策分野での継承というものをお願いしたいと、その辺改めて御要望させていただきたいと思います。

次の業務として教育貸付金、これにつきましては、まず貸付対象の範囲を縮小するということが明言されています。政策的な継承は当然しているだけなんでしょうけれども、この貸付対象を縮小する、これが実は多くの制度を利用したいという方にとっては不安の声が飛んでいるわけでありましがれども、民間金融機関ですどうしても勤続

年数で排除されたり、もう一つは、個人の方であ

ると、住宅ローン等があつていわゆるオーバーローンしてしまった人についてはなかなかこの教育貸付金ということは民間金融機関で利用するのが難しいという声もあるわけであります。

これは直接この法案とは関係ありませんが、非常に近年住宅ブームが起きていて、民間金融機関

いうふうな制度設計を考えていらっしゃるのか。

制度設計といいますか、縮小範囲というのをどのようにして今青写真をかいていらっしゃるのか。決まっていないから答えられないと言つてしまえますか。

○政府参考人(香川俊介君) 国民公庫の教育ローンにつきましては、今おっしゃいましたように低所得者層の資金需要に配慮しつつ所得制限を引き下げるなどとありますが、その検討を進めに当たりましては、まず基本的な考え方として、見直しによって民間金融機関からも新公庫からも借りられない人が出ないように検討していくべきだと思います。その際には、利用者の資金ニーズ、それから民間の金融機関がどのようなローンを出しているかという実態を把握することが重要であろうと思つております。

おっしゃいましたように、民間金融機関の教育ローンの場合は申込人の勤続年数でありますとか負債状況などによって融資を拒絶するケースがあるということも伺っておりますし、それから子供の人数が多いほど家計負担には大きいわけですが、それでも、子供の数について勘案してほしいというような要望もあるというふうに伺っております。

これらの事情をしつかり把握した上で、具体的にはまだ申し上げられませんけれども、先ほど申し上げましたような、どちらからも借りられないというようなことがないように対応していくたいと思っております。

○秋元司君 是非お願いしたいと思います。

特に、今触れていただきました子供の数ですね、国としては少子化を防止するがゆえにどんどん子供を産んでくださいという話をしているわけであります。そうすると、親御さんとしては、将来の不安として、子供に対して自分の生活水準がどこまでの教育を与えられるかという不安の中で子供をつくるのにちゅうちょするという声もあります。

今現在、ちょっとお伺いしたいんですが、どう

そういう中で、国がどういう形で応援できるかということになりますと、教育の資金というの

は将来に対する投資でありますし、当然大学生ぐらいのお子さんになりますと、もう卒業すれば、あとは子供本人も今度は、何といいますか、就職すれば当然自らも返せるということにながつていくわけで、どちらかというと回収という観点から考えればしやすいのかなということもありますから、ある意味、小中高大と行くことを考えますと、特に高等教育の分野についての貸付金ということがありますので、どういう分け方をこれからしていくのか、またどういう範囲を対象とするのか、これからじょうけれども、今おっしゃられたことも含めまして、今後この制度自身が何か縮小して余り使い勝手が悪いということにならないように制度設計を是非よろしくお願いしたい、そのように思います。

次に、安倍内閣でも総理が再三再四おっしゃつていらっしゃる再チャレンジという概念で、金融機関に対して、とにかく再チャレンジの概念、倒産しても何度でもチャレンジできる。これが日本なんだということで、金融機関に対して積極的に、再チャレンジということで、倒産する又は現在苦しい立場に追い込まれている企業に対しても、ある意味ビジネスモデルがしつかりしているのであれば応援する、そういう体制をどうしけるかといふことの中ですと議論させていただいたわけです。それが、なかなか民間金融機関に今このあたりに對応する、そういう体制をどうしけるかといふことの中ですと議論させていただいたわけです。なかなか民間金融機関に今これをすぐやれといつてもちゅうちょするところが多くて、余り実績件数としては上がっていないというふうに聞いておりますけれども、それを今の方が、いわゆる政府系金融機関が率先してこの分野取り組んでいただいていると思います。

四月からスタートした制度であると思いますが、四、五、二か月たつたわけでありますけれども、どうですか、実績の方はどうぐらい上がつていらっしゃいますか。

○政府参考人(近藤賢一君) お答え申し上げます。

今先生の御指摘のございました再チャレンジの関係でございますけれども、正に、だれでも何度もチャレンジが可能な社会の実現というのは私どもにとりまして最も重要な政策課題の一つであると認識をしておるところでございます。

この四月に国民金融公庫それから中小企業金融公庫で再チャレンジをする企業家の資金調達を支援する再チャレンジ支援融資制度というのを創設をいたしました。国民生活金融公庫の場合には二千万円以内、中小企業金融公庫の場合には七億二千万円以内の貸付限度額でございまして、ちょっと金利が特色がございまして、最初の二年間は非常に低い金利、三年目以降で成功的度合いに応じて、どんと成功していれば少し高く返してもらう、余りうまくいっていないと低い金利のまま返してもららう、こういうようなちょっと変わった形でございまして、実績運動金利型貸付けとちょっと難しい名前であります、そういう工夫もしてみたところでございます。

この制度でございますが、四月、五月と二ヶ月たつたとおっしゃったんです、まだ五月は始まつたばかりでございまして、実績で申し上げますとの四月からの一ヶ月でございます。この一ヶ月の実績、まだ一ヶ月ですので必ずしもまだ十分ではございませんけれども、この一ヶ月の間に小売業、製造業、運輸業といったところで再チャレンジをする企業家に対して既に二十六件の実績を上げておるところでございます。

中小企業庁といたしましては、引き続きこの融資制度を積極的に活用して、中小企業者一度事業に失敗した方々、そういう方が再チャレンジしていくことを積極的に支援をしていきたいと思つておるところでござります。

こういった業務につきましては、先ほどのマル経資金のところにもお話をいたしましたけれども、重要な政策課題に対応した融資制度でござりますので、この政策金融公庫法案におきましても

新公庫で承継をされるという旨が規定をされているところでございます。こういったことを新しい機関統合後も引き続き万全を期してしっかりとやることで、こんなふうに思つておるところでござります。

○秋元司君 是非、この分野、しっかりと継承していただきたいと思います。

特に、バブルが崩壊した当時にあつた、それからいわゆる失われた十年、十五年と言われた期間にあつた話でありますけれども、自分がやつてある会社の本業というのは非常に好調なんですね。利益もどんどん上がつている。しかし、バブル前後に手を出した不動産等、そういう手出した分野が非常に担保も担保割れも起こして、結果的には借金返済ができなくなつてしまふ、しかしながら企業は元気だと、そういうところが多くの中でもう、余りうまくいっていないと低い金利のまま返してもららう、こういうようなちょっと変わった形でございまして、実績運動金利型貸付けとちょっと難しい名前であります、そういう工夫もしてみたところでございます。

この制度でございますが、四月、五月と二ヶ月たつたとおっしゃったんです、まだ五月は始まつたばかりでございまして、実績で申し上げますとの四月からの一ヶ月でございます。この一ヶ月の実績、まだ一ヶ月ですので必ずしもまだ十分ではございませんけれども、この一ヶ月の間に小売業、製造業、運輸業といったところで再チャレンジをする企業家に対して既に二十六件の実績を上げておるところでございます。

中小企業庁といたしましては、引き続きこの融資制度を積極的に活用して、中小企業者一度事業に失敗した方々、そういう方が再チャレンジしていくことを積極的に支援をしていきたいと思っておるところでござります。

こういった業務につきましては、先ほどのマル経資金のところにもお話をいたしましたけれども、重要な政策課題に対応した融資制度でござりますので、この政策金融公庫法案におきましても

んでしようけれども、必要なことであると思いまして、そういう観点からもこれからも政府系金融機関の政策意義というものをしっかりと考えていただいて、多くの中小企業のバックアップをしていただきたいなど、そのようにお願い申し上げるわけであります。

残り数分でありますけれども、改めて今日は大臣にお伺いしたいわけであります、国としては、再三先ほど私も申し上げましたように、効率よく、そして肥大化されてしまった組織はどんどん縮小して、そして必要なものを残して、国としてもバックアップをしていく、そういう中での新しい新公庫法であると思っております。

この法律の基本方針として、総資金額というんですか、融資額というんですか、政策金融融資付けの対GDP比を半減するということが基本方針としてうたわれているわけであります。国としては小企業に見られたわけでありますけれども、当時としては、不良債権を早く処理しなくちゃいけないというこの中で、各金融機関は、本業が好調なのは分かるけれども、しかし抱え込んだ負、この負を何とかしなくちゃいかぬよということの中で、企業としては、五年、あと十年待つてくれば、変な話、今本業が好調なわけですから、その中で返済していくから何とか待つてくれという話もありますけれども、しかし金融機関としてはもう待てないと言つてばさつと切り捨てるという意味で、結果的に好調だった本業も会社がなくなつて終わつてしまつたということが度々ありましたね。

だからこそ、私は、そういつたときに少し金融がバックアップをしてもらえば、もつともっと多くの中の中小企業がある意味で救われたことがあつたんじゃないかなという思いがありますけれども、大臣として、今後、これは先の話になりますけれども、大臣として、今後、これは先の話になるかもしれませんのが、国としての、中小企業も含めたこの政策金融公庫が果たしていく役割というものを、資金的なことも含めまして更にもつともっとスリムに国としての関与はしていくべきだと思つておるところです。

○秋元司君 最後に、当然、民業補完は私は大事なことであると思うんです。ただ、私は、中小企業の分野においては、民間がどうしようかなと迷つてゐるときに政府系がこれは応援してやろうと思うと、それがある意味呼び水となつて民間も付いてくるというのはよく地方に行くとあるわけありますから、そういう意味においては、積極的に頑張つてもららうということもよろしくお願ひしたいと思います。

その後、じゃ一体どうするのかというお尋ねもございました。

これについては、国会の議論も踏まえながら、また民業補完ということは譲れませんので、民間金融機関には是非リレー・ション・シップ・バンкиングで頑張つていただきたいというエールを送りたいと思っております。その上で、民間金融機関の動向も踏まえ、中小企業その他今回の新公庫の対象とするお客様の方の資金繰りの状況なども考えて、その後の目標については検討をしてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今回の新公庫による統合の効果がより一層発揮されることを願つてやみません。

○秋元司君 最後に、当然、民業補完は私は大事なことであると思うんです。ただ、私は、中小企業の分野においては、民間がどうしようかなと迷つてゐるときに政府系がこれは応援してやろうと思うと、それがある意味呼び水となつて民間も付いてくるというのはよく地方に行くとあるわけありますから、そういう意味においては、積極的に頑張つてもういうこともよろしくお願ひしたいと思います。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井でございます。

まず、ちょっと冒頭、委員長にお尋ねしたいことがあります。この委員会の定足数は何人でしょうか。

○委員長(藤原正司君) 二十名です。

○櫻井充君 定足数ですが。

○委員長(藤原正司君) 十名です。

○櫻井充君 その要件を私は満たしていないと思いますが、委員長としてどのような判断をされてしまうか。

○委員長(藤原正司君) 二十名です。

○櫻井充君 済みません、同じ会派の中でこういうことをきづいてですね、抜きにして、ますきちんととした委員会を運営していらっしゃるんでしょう。

○國務大臣(渡辺喜美君) 貸付残高のGDP比半減目標については、確実に達成をしていくつもりでございます。

員会運営、議論をしていく上においては、まずはやんとした要件を満たした上で議論をするべきではないのかなど、そう考えております。

今日の時点で今からどうしようという話を申上げるつもりもございません。私は今日はたまたま、厚生労働委員会にいつもおりますが、たまたま今日は内閣委員会に来て質問させていただいておりますけれども、幾ら選挙が近いからといっておりませんけれども、そのうでの委員会の私は進め方というのも、こういう形での委員会は私達が御検討いただきたいと思います。委員長、いかがで

○委員長(藤原正司君) 今の申入れを踏まえて、また検討させていただきます。委員長、いかがで

○櫻井充君 それからもう一つ、日銀の方にお伺いしたいと思いますが、私は、今日質問通告をする際に日銀の方から、重要な会議があつて、総裁以下皆さんがその会議に出られるので出席できないと最初に言わされました。ところが、今日、財政金融委員会で日銀報告に対する質疑が行われていって、日銀の総裁は今日は財政金融委員会に出席されておられます。今日は何の会議があるんでしょうか。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

今先生から御指摘ございましたとおり、現在、財政金融委員会におきまして日本銀行の金融政策に係ります半期報告の集中質疑が行われております。今先生から御指摘ございましたとおり、現在、そのう話をしましたが、理事の方以下全員の方が何か会議があつてこの委員会には出席されないと、出席できません。しかし、総裁は財政金融委員会に出席しているということは、現在どのようないふうに連絡室から報告を行われているんですか。なぜそのような私は連絡室から報告を受けなきやいけないんでしようか。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

○櫻井充君 私は、総裁でなくともよろしいといふう話をしましたが、理事の方以下全員の方が何か会議があつてこの委員会には出席されないと、出席できません。しかし、総裁は財政金融委員会に出席しているということは、現在どのようないふうに連絡室から報告を受けなきやいけないんでしようか。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

今先生から御指摘ございましたとおり、現在、そのう話をしましたが、理事会は日本銀行の金融政策に

ありますけれども、幾ら選挙が近いからといっておりませんけれども、そのうでの委員会の私は進め方というのも、こういう形での委員会は私達が御検討いただきたいと思います。委員長、いかがで

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

恐らく、全員と申し上げましたのは何か説明のときに行き違いがあつたかもしれませんけれども、金融政策に関する半期質疑でございますので、金融政策に関してお答え申し上げられます。總裁、副總裁、関係理事はそちらの方に出席させていただいているというふうに理解しております。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

私は、政策決定会合が何かがあつて全員の方が出されているのであって、出れる方がいらっしゃるのであれば最大の配慮をするというのはこれは当然のことじやないです。

私は、政策決定会合が何かがあつて全員の方が出られなければならないと思つてはいるからどなたでも結構ですといふお話をしましたが、出れる方がいらっしゃるんであればちゃんと出てくるべきじゃないですか。これは国会軽視と取られても仕方がないんじやないですか。

○参考人(雨宮正佳君) 私ども、お話をいただいたときに、今回の金融政策委員会、それとこちらの委員会で、それそれ最大限きちんとお答え申し上げるように努めている所存でございます。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

今先生から御指摘ございましたとおり、今回の景気拡大は、大企業、製造業あるいは中小企業の間でばらつきがかなり残つてございます。

御承知のとおり、今回の景気拡大の背景、構造調整の進捗ですとか世界経済の拡大がござりますので、世界経済により近い、あるいは過剰債務の調整を終えた先、具体的には大企業、製造業の業況の改善が先行し、中小企業、まあ全体としては改善しているわけでござりますけれども、その改善の程度は及ばないということござりますので、一方で金融政策の所管いたしまして私ども企画局も所管しておりますので、本日私がこちらに出席させていただいているというふうに理解しております。

○参考人(雨宮正佳君) 日銀は、法律上、参考人として我々などの委員会でも招致できるというふうに僕は理解しております。ですから、どこの委員会だから席申し上げまして金融政策の半年に一度の集中検討をさせていただいているというふうに理解しております。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

したがいまして、両方の委員会に私ども可能な限りが出席申し上げて御答弁申し上げるという体制を整えております。日銀は出席する、どの委員会だから出席しないと認めさせておきますが。

それは、なぜ今日は日銀をお呼びしたのかといふと、まず金利政策そのもの自体が、これは国全体として金利を決めていきます。しかし、今の金利で本当に各々の地区が、各々の地区的資金需要とか資金供給がうまくいくのかどうかというと、かなり難しい面があるんだろうと思つております。

それは、例えば東京のように景気が極めて良くなっている地域と、私が住んでいる宮城県、特に県北などは極めて景気が悪くて、そこで資金の供給等を考えくると、果たして金利が全国一律となるぐらいの私は状況じやないのかなと、そう思つておりますが、日銀としてのまず御見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

今先生から御指摘ございましたとおり、今回の景気拡大は、大企業、製造業あるいは中小企業の間でばらつきがかなり残つてございます。

御承知のとおり短観調査の定義かと存じます。我々、実際その中小零細企業にとつては資金繰りも極めて厳しいし、それから企業の成績としても極めて厳しい状況にあると、私はそう認識しております。その点についてはいかがお考えですか。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

今先生に御指摘いただいた中小企業の定義は多分私どもの短観調査の定義かと存じます。我々、実際その中小零細企業にとつては資金繰りも極めて厳しいし、それから企業の成績としても極めて厳しい状況にあると、私はそう認識しております。その点についてはいかがお考えですか。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

今先生に御指摘いただいた中小企業の定義は多分私どもの短観調査の定義かと存じます。我々、実際その中小零細企業にとつては資金繰りも極めて厳しいし、それから企業の成績としても極めて厳しい状況にあると、私はそう認識しております。その点についてはいかがお考えですか。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

今先生から御指摘ございましたとおり、今回の景気拡大は、大企業、製造業あるいは中小企業の間でばらつきがかなり残つてございます。

御承知のとおり、今回の景気拡大の背景、構造調整を終えた先、具体的には大企業、製造業の業況の改善が先行し、中小企業、まあ全体としては改善しているわけでござりますけれども、その改善の程度は及ばないということござりますので、一方で金融政策の所管いたしまして私ども企画局も所管しておりますので、本日私がこちらに出席させていただいているというふうに理解

となるコールレートでございますので、この同じコールレートの下でも、その地域によりまして金融情勢等には差が生じるということかというふうに理解しております。

私ども、一応こうした地域の経済情勢、金融情勢につきましてはつぶさに点検させていただいた上で、しかしマクロの金融政策の設定としては、そうした情勢を総合した日本経済全体というマクロの環境を念頭に置いて適切な金利設定に努めているという次第でございます。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

したがいまして、両方の委員会に私ども可能な限りが出席申し上げて御答弁申し上げるという体制を整えております。日銀は出席する、どの委員会だから出席しないと認めさせておきますが。

それは、なぜ今日は日銀をお呼びしたのかといふと、まず金利政策そのもの自体が、これは国全体として金利を決めていきます。しかし、今の金利で本当に各々の地区が、各々の地区的資金需要とか資金供給がうまくいくのかどうかというと、かなり難しい面があるんだろうと思つております。

それは、例えば東京のように景気が極めて良くなっている地域と、私が住んでいる宮城県、特に県北などは極めて景気が悪くて、そこで資金の供給等を考えくると、果たして金利が全国一律となるぐらいの私は状況じやないのかなと、そう思つておりますが、日銀としてのまず御見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

今先生から御指摘ございましたとおり、今回の景気拡大は、大企業、製造業あるいは中小企業の間でばらつきがかなり残つてございます。

御承知のとおり短観調査の定義かと存じます。我々、実際その中小零細企業にとつては資金繰りも極めて厳しいし、それから企業の成績としても極めて厳しい状況にあると、私はそう認識しております。その点についてはいかがお考えですか。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

今先生に御指摘いただいた中小企業の定義は多分私どもの短観調査の定義かと存じます。我々、実際その中小零細企業にとつては資金繰りも極めて厳しいし、それから企業の成績としても極めて厳しい状況にあると、私はそう認識しております。その点についてはいかがお考えですか。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

今先生から御指摘ございましたとおり、今回の景気拡大は、大企業、製造業あるいは中小企業の間でばらつきがかなり残つてございます。

御承知のとおり、今回の景気拡大の背景、構造調整を終えた先、具体的には大企業、製造業の業況の改善が先行し、中小企業、まあ全体としては改善しているわけでござりますけれども、その改善の程度は及ばないということござりますので、一方で金融政策の所管いたしまして私ども企画局も所管しておりますので、本日私がこちらに出席させていただいているというふうに理解



ここで本題に入りますが、こういう状況の中で公的金融機関の再編なり見直しというのをなぜしないいけないんでしょうか。つまり、民業補完だと言ひながら、民業として十分に機能している状態と言えるのかどうか、言える状態なのかどうかというまず判断をされたのかどうか、この点について大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(渡辺喜美君) 民業の方は、地域の民間金融機関においては、これは河野審議官から説明した方がいいのかもしれません、新アクションプログラムのつとつて実にいろんなことをやつてきていると思うんですね。例えば、事業再生に取り組むとか、それから担保、保証に過度に依存しない融資の推進をするとか、取引先企業に対する経営相談、支援を強化をするとかですね。したがって、こういう金融機関の側からの努力が行われてきているのは事実だと思います。

一方、借り手の方の問題としては、これは私の個人的な感想でございますが、地域経済の需要と供給のミスマッチがあるところでは依然としてデフレが続き、過剰債務状態に陥って、そこから抜け出せない企業がたくさんあるという状況だと思います。したがって、こういった状況を改善していくのに、例えば経済産業省の方で中小企業支援協議会の機能を強化する法案を出して、たしかこれはもう成立したと思いませんけれども、こういった試みが行われていてるわけでございます。したがって、そういうことを考えた上で、やはり日本の公的金融が、言ってみれば財政資金を流すという形で先進資本主義の中では突出したシエアになっていたということでございますから、やはりこればかりはきちんと行政改革の観点も含められた意味での民業補完に徹するということをやつていくのは当然ではないでしょうか。

○櫻井充君 答弁になつていませんよ。要するに、今の時点で民間そのもの自体がきちんと形で融資できる状況になつているのかどうかということを私はお伺いしているんですよ。それで、世界の国々でというお話をされまし

た。それでは、アメリカの金融制度と日本の金融制度はみんな同じですか。アメリカの金融制度の中いうと、例えば日本はフルリコースローンであります。ところが、アメリカはノンリコースですね。まず一点そこも違いますし、それだけではなくて、アメリカの場合には証券化業務が相当進んでおります。ですから、アメリカの金融機関、特に銀行は手数料收入で稼ぐという構図になってきていて、言わばB/S規制上で言う分母の部分のリスクアセットの部分は小さくいつでもできる

ような状況になつてきていますよね。ところが、日本の場合には、やつと証券化業務をいろんなところで始めてきていて、アメリカから見れば規模は極めて小さい。そうすると、いまだに金を貸して利ざやで稼ぐ構図になつてきている。そうすると、分母のリスクアセットの部分は小さくできな

いんです。つまり、アメリカと日本とを比較した際に、金融システムのもの自体が違うですから、ですからそういうことだけを取り上げて、そういうことだけを取り上げて、日本の例えれば確かに政府系の金融機関の貸出し残高はGDP比で高かつたですよ。ですが、それをもつてして、世界の国々と比較するからこうだということにはならないんじゃないですか。

○国務大臣(渡辺喜美君) 先ほども申し上げましたように、民間においては様々な努力がなされております。例えば、中小企業金融の世界においても無担保無保証で簡単審査のスコアリングモデル融資などというのが最近はかなり出てきております。大体一週間も掛からないんじゃないでしょうかね、審査をするのに。例えば、十五年度はこういったものが十三万六千件ぐらいしかなかつたのが、失礼しました、十五年度一兆円ぐらいか、これがだんだん増えてきているんですね、十八年度上期だけでも一兆二千億円とか、こういう実績がございます。したがつて、こういう日本の金融のいろんな商

個人保証付きというような形態から脱皮をしてきてているわけでございますから、いつまで

としているわけですか。したがつて、借り手の方の問題はも公的金融が財政資金としてお金を流し続けるよりも、やはり民業補完にこの際徹するべきではないかという判断は私は正しいと思っております。

○櫻井充君 私も別に全部公的金融機関でやれど申し上げているわけではありません。つまり、補完補完と大臣答弁されますが、今民業がきちんと完結しているのかどうかということが最大の問題なんですよ。

それと、今回の金融機関そのものは全国一律の金融機関になつていますよね。僕は、日銀の金利政策というのは、当然のことながら全国一律でなければならぬと思っています。一つの国ですから、これは当然のことです。しかし、その金利政策を取つた際に、地域間でのばらつきが出てくるのはこれは当然のことですね。東京でもし金利を下げるとすればもう少し金利を上げてもよかつたはずです、それこそ東北の田舎の町に行つたら金利をもつと下げなきやいけないかも知れない

し、これは全国によつてばらつきがあることはこれは確かなことだと思います。そうなつてきたりに、民間の多分資金供給も同じようなことが起つてきていて、そうすると地域ごとにそこ

の穴埋めをしてこなきやいけないのが公的金融の役割なんだろうと私は思つてゐるんです。ですから、そういう点で、先ほどから補完補完とおっしゃいますが、そこまで考えて、金融システム全体として、金体としてですよ、地域ごとのシステムとして本当に改善されてきているのか、そしてこういう今回の政策でうまくいくと判断されるのかどうか、そこが僕は最大の問題だと思つてゐるんです。

この一条の目的のところに、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつと書いてありますよね。じゃ、この民間の金融機関の補完を旨としつつということはそれが判断するんですか、この補完をするという。つまり、民間を補完するということは、民間金融機関がきちんと融資していると、貸出ししているとだれかが判断し、若しくはそこが不十分だったら政策的に、多分これは政策的な銀行ですから、政策判断をして何らかの措置をとることになるんでしよう、恐らくは。つまり、ここの一条件のところに書いてある補完のところはだれが判断するんですか。

○政府参考人(大藤俊行君) 第一条に補完とあるが、だれが補完する必要があると判断するのかと

とか、そういう暴力的なやり方は間違つてゐるんじゃないかなと、そう思つてますが、大臣、いかがですか。

おまえだけがしっかりとやれよといふのでは余りにもバランスを失した政策ではないでしょうか。したがつて、そういうことは政府を挙げてこれから取り組むべき課題であつて、公的金融だけに、おまえだけがしっかりとやれよといふのでは余りにもバランスを失した政策ではないでしょ

りますよ。したがつて、中小企業支援協議会がきちんと債権放棄まで含めた事業再生に本格的に取り組むという法案を出したわけでございますから、これが面的な再生にまでつながつていては、これはもう正に、需要と供給のミスマッチがあり、なかなか過剩債務状態にがんじがらめになつて、地域の産業が再生をさせていくのではないでしょ

うか。したがつて、そういうことは政府を挙げてこれから取り組むべき課題であつて、公的金融だけに、おまえだけがしっかりとやれよといふのでは余りにもバランスを失した政策ではないでしょ

うか。おかげで、過剰債務状態にがんじがらめになつて、地域の産業が再生をさせていくのではなくて、民間の貸し手がいれば借り手がいるわけですね。したがつて、借り手の方の問題はまだ解決していないといふ状況なんだろうと思

いうお尋ねでございます。

まず、新公庫法案に規定した目的や業務の範囲というのは行政改革推進法に忠実にのつとつたものでございます。改革推進法においては、民業補完の徹底の観点から現行四機関の業務を見直した結果、民間のみでは対応が困難であり、政策金融として残す必要があると判断された業務を規定したものでございます。

また、新公庫法案の附則において今後とも……○櫻井充君 だれが判断するのかと聞いているんだよ。

○政府参考人(大藤俊行君) ということになりますと、そこは政府として判断をいたしまして、法案として提出をいたしまして行革推進法で決めていただいたということ、業務の内容につきましてはですね、ということになろうかと思います。

それから今後、新公庫法案の附則において、今後とも政府が民業補完の観点から新公庫の業務の在り方については検討を加え、必要があると認めるとときはその結果に基づいて所要の措置を講じるということになつておるところでございます。

ささらに、新公庫法案に規定されました業務的具体的な運用に当たりましては、一義的には新公庫の経営陣が政策金融業務の実施に当たりまして、個別具体的な審査において民業補完という観点も含めて実際貸付けを行うかどうかということについて判断することになると思っております。

また、主務大臣といたしましても、新公庫が政策金融業務を適切に実施しているかどうか監督責任があるというふうに考えております。

以上でございます。

○櫻井充君 もうちょっとと分けて答弁いただきたいんですけど。この法律上、一條に書いてあるその補完というところは、組織の形態としてただ単純に民間の業務が十分でない部分があり得るだろうから、だから補完しなきゃいけないと、ただそういうことでこれは書いてあるだけですか。

○政府参考人(大藤俊行君) 今回の新公庫について、改めて政策金融機関として扱うべき機能、ですか

ら、いかなる資金をどういう対象の者に対してもつきまして、民間

ういうことで貸し付けるかということとの内容につきましては、今回の新公庫がなし得る貸付けにつきましては、法律で具体的に規定をしているとかいうのをまず法律で決めていただいていると

きましては法律で規定をしているところでございます。

そういうことでございますので、それにつきましては政府として判断をして、法案の形で国会で御審議をいただいて決めていただいているところでございます。

○櫻井充君 そうじゃなくて、この補完というのは何をもつてして、どの部分の補完になるんですか。つまり、こういうふうに言つた方がいいのか

もしれないけれども、まず組織としてつくらなければいけないでしよう。その組織形態としての意味での補完という形になつておるんですけど。それとも運用上何らかの形で、私が申し上げているよ

うに、例えば中小企業に対しての貸し済りや貸しはがしがまた起つたとした際に政府系の金融機関がこれは頑張つてやらなきゃいけない時代も来るのかもしれないです。これは不幸な時代だと私は思いますがね。しかし、そういうところもこれは民業補完でしよう。民業補完でしよう。運用上の補完と、それから法律で定めてくるところの補

完というのではなくなりと思うんですが、ここで指している補完というのは、じや何を指していく、もう一度お伺いしておきますが、この補完という、まず、じやこの意味合い

かからもう一回、どういう意味合いを指しているのか、その点についてもう一回明確に御答弁いただけますか。

○政府参考人(大藤俊行君) ということでございま

すと、公庫が担う貸付業務につきましては、民間による貸付けのものを補完するというものが民間の業務が十分でない部分を補完するわけでございまして、例えは今回中小企業関係の貸付けにつきまして、従来一般貸付けというものを設けておりましたが、これにつきましては今回廃止をする

ことにいたしまして特別貸付けというものに限つておるということでおこなってます貸付けの

態様と申しますようか、内容につきまして、民業

補完という観点から認められるものであるかどうかというのをまず法律で決めていただいていると

いうことでございます。

○櫻井充君 そうすると、現状判断されてここまでは民間でやれると、それ以外のところはまだ民間で十分やれないから、若しくはだれがやるのか

という判断になつたときに、その部分は、じゃ公的金融がやりましょうと、そういう意味合いでこの部分は全部制度設計されているということでおいしいんですね。

○政府参考人(大藤俊行君) そういうことになりますと、今の資金供給がここにありますと、今の数字といふことによって判断するものでございます。

○櫻井充君 そうしますと、今の資金供給がここにありますと、今の数字はどうなるんでしょうか。根拠になった数字はどこにあるんでしょうか。

○政府参考人(大藤俊行君) 具体的にどの根拠だけで判断したということではございませんけれども、経済財政諮問会議の場で政策金融として残す

貸付機能として何があるかという観点から相当議論が行われたところでございまして、その場で、いわゆる先ほど日銀でありますとか金融庁の方から御説明があつたような金融情勢の状況でありますとか、あるいは民間金融機関からのヒアリング

をしたというところでございます。

○櫻井充君 数字的な裏打ちがなくてなぜ判断でありますとか、そういったようなものを踏まえまして政策金融として残すべき機能について決定

をしたというところでございます。

○政府参考人(大藤俊行君) まさにこの状況

からもう一回、どういう意味合いを指しているの

たちに対してもどういう対策を取っていくかという

ことが根本でしょう。経済財政諮問会議なんぞなどと分かつちやいませんよ。その経済財政諮問会議で議論されたからというのは根拠になつていませんよ。私が申し上げているのは、数字的な裏打ちはどこにあるのかということをお伺いして

いるんですよ。

○政府参考人(大藤俊行君) ですから、具体的に今どの数字といふことによって判断するものでございます。

○櫻井充君 今持ち合わせていないというのは、この委員会で持つてないということですか。

○副大臣(林芳正君) 具体的に民間の今委員が御指摘になられました地方金融機関、これぐらい貸付機能として何があるかといふことについては、それが何年間たつて、ちょうど私は先ほど衆議院の方に呼ばれましたんで遅れて参りましたが、それが何年間たつて、ちょうど私は先ほど衆議院の方に呼ばれましたんで遅れて参りましたように、そもそも政策金融というのは何か

政策目的があつて、櫻井先生おっしゃるように今まで政府・与党でこの御議論を定量的にやつきてきたというよりは、今、大藤参考官からお話をありましたように、そもそも政策金融というの

は、御議論いただいたところの数字でもつて今まで政府・与党でこの御議論を定量的にやつきてきたというよりは、今、大藤参考官からお話をありましたように、そもそも政策金融とい

うとか、あるいは民間金融機関からのヒアリング

をしたというところでございます。

○櫻井充君 まさにこの状況からもう一回、なぜ判断でありますとか、そういったようなものを踏まえまして政策金融として残すべき機能について決定

をしたというところでございます。

○政府参考人(大藤俊行君) まさにこの状況

からもう一回、どういう意味合いを指しているの

人税負担しながらやつてはいるんでは出せないけれども、ここに持つていかれるではないかといふ、そういう議論があつたわけございまして、じゃ、しかば今ここでやつてはいるからこつちはないじやないかといふ議論はなかなか定量的には難しいわけでございまして、そこは政策判断として、經濟財政諮問会議は余り人気のない会議かもしれないけれども、政府・与党でもそういう議論をしまして、この一般貸付けと例えれば特別貸付けみたいなところの線を引いたり、また逆に環境衛のところなんかはきつと残すと、こんな議論をしてきた結果この法案ができ上がって、それを今御提案している、こういうふうに御理解いただくと有り難いと思います。

○櫻井充君 政策判断することはそれはよく分かるんですよ。しかし、政策判断というのは客観的な数字をもつて判断しなきやいけない場面つて一杯あるんじゃないですか。例えは僕ら医者になつた時代はコレステロールの正常値つて二百四十五だつたんですよ。ところが、それは統計を取つていつ見たときに二百二十まで下げた方がいいという話になつた。ところが今、これ以上下げるはどうなるかといふと、がんの発生率が増えてきてしまつて、動脈硬化を抑えることは抑えるかもしれないけど、逆に様々な問題があるから正常値はこのぐらいじゃないかと。僕らの世界は極めて客観的な数字をもつてみんなやつてはいますよ。しかし、経済の話になると端にそういうことがなくなるんですね。僕は、だから相当、竹中大臣にだまされている人たちが一杯いると思つてはいるんですけど、元ですね。つまり、客観的な数字ないんですよ。しかも、何かの政策をやつた際に、その後どうなつたかのフォローも全くされていない。

例えは、宮城県で徳陽シティ銀行が破綻して、その後大変でしたよ。それは、仙台銀行なんかは無理やりその一千億の債権引き受け、それが傷んで、自己資本比率規制のために地域に貸し出しきたくても貸し出せなかつたとか。だけど、そういうフォローアップをしていないから、だからこの

も、ここに持つていかれるではないかといふ、そういう議論があつたわけございまして、じゃ、しかば今ここでやつてはいるからこつちはないじやないかといふ議論はなかなか定量的には難しいわけでございまして、そこは政策判断として、經濟財政諮問会議は余り人気のない会議かもしれないけれども、政府・与党でもそういう議論をしまして、この一般貸付けと例えれば特別貸付けみたいなところの線を引いたり、また逆に環境衛のところなんかはきつと残すと、こんな議論をしてきた結果この法案ができ上がって、それを今御提案している、こういうふうに御理解いただくと有り難いと思います。

○櫻井充君 政策判断することはそれはよく分かるんですよ。しかし、政策判断というのは客観的な数字をもつて判断しなきやいけない場面つて一杯あるんじゃないですか。例えは僕ら医者になつた時代はコレステロールの正常値つて二百四十五だつたんですよ。ところが、それは統計を取つていつ見たときに二百二十まで下げた方がいいという話になつた。ところが今、これ以上下げるはどうなるかといふと、がんの発生率が増えてきてしまつて、動脈硬化を抑えることは抑えるかもしれないけど、逆に様々な問題があるから正常値はこのぐらいじゃないかと。僕らの世界は極めて客観的な数字をもつてみんなやつてはいますよ。しかし、経済の話になると端にそういうことがなくなるんですね。僕は、だから相当、竹中大臣にだまされている人たちが一杯いると思つてはいるんですけど、元ですね。つまり、客観的な数字ないんですよ。しかも、何かの政策をやつた際に、その後どうなつたかのフォローも全くされていない。

例えは、宮城県の方にも僕はよく言われるのはどこかの企業を誘致できないですかね。岩手県は関東自動車を呼んできて、それから少し雇用が増えて良かつたとか、そういう話になるけど、僕は発想をやっぱり変えて、地域でちゃんと産業を起こして、そして育っていくことの方が大事なことであつて、果たして今のシステムでそういうことができるのかどうか。

○副大臣(林芳正君) 民間の金融機関でそういうことができるのかどうか

金融政策が正しかつたのかどうかなんといふこと全然分からずに、また次のことをやり続けています。だから、私は、政策判断する際に、まず客観的な数字をもつてして、だからもうこのところは政策的にやらなくていいでしよう。大企業はもうやらないでいいんじやないんじです。大企業金融はもう僕はこれ国が必要がない、これはもうそのとおりだと思ひます。だからそこはおやめになつたらいいけれども。しかし、地域の場合に本当にそれでいいのかどうかということです。

もう一つ。僕は中小企業を守ろうというために

さんなんかは脱サラして始めた方ですよ、肉屋で働いていて。今は全国に二百数十店舗を開いて、この間山口にも新しいお店が出来ましたが、ですが、今はもう年商百二十億を超える企業に育ちました。つまり、やはり中小企業というのを守つて、このようとかいう観点ではなくて育てていくんだと、そしてこの地域の経済を支えていくんだと。例えは、宮城県の方にも僕はよく言われるのはどこかの企業を誘致できないですかね。岩手県は関東自動車を呼んてきて、それから少し雇用が増えて良かつたとか、そういう話になるけど、僕は発想をやっぱり変えて、地域でちゃんと産業を起こして、そして育っていくことの方が大事なことであつて、果たして今のシステムでそういうことができるのかどうか。

○副大臣(林芳正君) 今、櫻井先生がおつしやつたことは誠にごもっともで、実は政府・与党でいろいろ議論したときも、実際にそういう利用者の方に来ていただきまして、一番最初に、先生の、お肉屋さんが眼鏡屋になつたということで、

金融政策が正しかつたのかどうかなんといふことを全然分からずに、また次のことをやり続けています。だから、私は、政策判断する際に、まず客観的な数字をもつてして、だからもうこのところは政策的にやらなくていいでしよう。大企業はもうやらないでいいんじやないんじです。大企業金融はもう僕はこれ国が必要がない、これはもうそのとおりだと思ひます。だからそこはおやめになつたらいいけれども。しかし、地域の場合に本当にそれでいいのかどうかということです。

もう一つ。僕は中小企業を守ろうというために

さんなんかは脱サラして始めた方ですよ、肉屋で働いていて。今は全国に二百数十店舗を開いて、この間山口にも新しいお店が出来ましたが、ですが、今はもう年商百二十億を超える企業に育ちました。つまり、やはり中小企業というのを守つて、このようとかいう観点ではなくて育てていくんだと、そしてこの地域の経済を支えていくんだと。例えは、宮城県の方にも僕はよく言われるのはどこかの企業を誘致できないですかね。岩手県は関東自動車を呼んてきて、それから少し雇用が増えて良かつたとか、そういう話になるけど、僕は発想をやっぱり変えて、地域でちゃんと産業を起こして、そして育っていくことの方が大事なことであつて、果たして今のシステムでそういうことができるのかどうか。

○副大臣(林芳正君) 今、櫻井先生がおつしやつたことは誠にごもっともで、実は政府・与党でいろいろ議論したときも、実際にそういう利用者の方に来ていただきまして、一番最初に、先生の、お肉屋さんが眼鏡屋になつたということで、

金融政策が正しかつたのかどうかなんといふことを全然分からずに、また次のことをやり続けています。だから、私は、政策判断する際に、まず客観的な数字をもつてして、だからもうこのところは政策的にやらなくていいでしよう。大企業はもうやらないでいいんじやないんじです。大企業金融はもう僕はこれ国が必要がない、これはもうそのとおりだと思ひます。だからそこはおやめになつたらいいけれども。しかし、地域の場合に本当にそれでいいのかどうかということです。

もう一つ。僕は中小企業を守ろうというために

さんなんかは脱サラして始めた方ですよ、肉屋で働いていて。今は全国に二百数十店舗を開いて、この間山口にも新しいお店が出来ましたが、ですが、今はもう年商百二十億を超える企業に育ちました。つまり、やはり中小企業というのを守つて、このようとかいう観点ではなくて育てていくんだと、そしてこの地域の経済を支えていくんだと。例えは、宮城県の方にも僕はよく言われるのはどこかの企業を誘致できないですかね。岩手県は関東自動車を呼んてきて、それから少し雇用が増えて良かつたとか、そういう話になるけど、僕は発想をやっぱり変えて、地域でちゃんと産業を起こして、そして育っていくことの方が大事なことであつて、果たして今のシステムでそういうことができるのかどうか。

○副大臣(林芳正君) 今、櫻井先生がおつしやつたことは誠にごもっともで、実は政府・与党でいろいろ議論したときも、実際にそういう利用者の方に来ていただきまして、一番最初に、先生の、お肉屋さんが眼鏡屋になつたということで、

り政策的観点、我々税金を使ってこの政策金融をやるわけですから、そういう判断は、数字も一般貸付けのところでやつたような判断等ありますけれども、もう一つ、やっぱり税金を使ってやるべきものなのかという政策判断は、定性的な判断も入るということは御理解いたきたいというふうに思います。

○櫻井充君 分かりました。

じゃ、そうすると、例えば二〇〇三年以降、大企業の利益率と中小企業の利益率、全然違っていますよね。製造業でいうと、大企業の利益率は七%弱ぐらい、中小企業の利益率は四%前後ぐらいだつたかと思いますが、大きく懸け離れていています。つまり、その政策金融で本当に金利が安く借りられていて利益がそれだけ上がってきてるという数字があるから、じゃこれはもう一般から、民間金融機関から借りてもいいでしよう、これは判断できると思うんですよ。じゃ一方、中小企業はどうかというと、非製造業の分野でいうと、大企業の今利益率が四%弱ぐらい、中小企業の利益率が二%行つております、一・八ぐらいじゃないかなと思いましたが、全国平均するとですね。

つまり、その二〇〇三年度以降物すごく変わりました、これは竹中・小泉改革の影響だ

と思いますけれども、大企業の利益率は極めて高くなつてきていて、その分、ちなみに労働者分配率は下がつてきていて、株主配当がめちゃくちゃ増えてきてます。これが今の資金の構図ですよ、お金の流れの構図。ですが、そういう数字があるからこそ、大企業はこれだけの利益を上げているんだから政策的なもう金融というのをやめても十分に貢えるでしようと。これだって僕は数的な判断があるんだと思うんですよ、今の林副大臣がおっしゃるとおり、私はそれはそれで納得しますよ、僕はそういう数字知っていますからね。

ですが、一方、中小企業はどうかというと、利

益率まだ全然上がつておりません。そういう中

はやつて中小企業を育てていこうとするのか、地域をどう活性化していくのか、格差は正をどうしていくのかというのをもう一度考え方をききたいというふうに思います。

私は、この国の中小企業政策というのは、たしか経済産業省の予算つて一千七百億程度だったかと思います。ちょっと正確な数字は忘れましたのが、そんなものですよ。ですが、この公的金融機関からの融資そのものが実は最大の中企支援策だらうと、私はそういうふうに思つております。その意味で、どのくらいのところまで、何と言つたらいいんでしょうか、リスクをこちら側が取つて貸し出してみている。例えばソフトバンクなんか、孫さんのところなんかは一杯いろんな事業をやつてみたけれど、随分外れたけど、うまく借つて貸し出している。例えはソフバンクなどは、その辺についていかがですか。

○副大臣(林芳正君) 正に認識を共有させていた

で、必要な分野に関してはきちんとやります。そして、しかもその場合には対GDP比で半分という数字とか、そういうことにはこだわらないんだと。まずそこら辺を宣言していただかないといふべきだ。一生懸命頑張つてゐる中小企業がもう本当に困るような状態になるんじゃないかなと、そう思いましたけど、その辺についていかがですか。

○副大臣(林芳正君) だいていなと思って今お聞きしておりました

が、そのために、冒頭申し上げましたように、ゼロにするという改革ではなくて、残すべきはきちんと残してやつていくこと。

○副大臣(林芳正君) とにかくもう一度お願ひしておきた

るところですが、そして地域の経済の活性化に努めていくようなことをやるべきなんだろうと思つてますね。そうすると、どこまでが民間に本当に任せられるのか、それからどこが任せられないのかのまことに、まさに政策判断、その政策判断はちゃんととした根拠のある数字をもつてするべきではないのかな

かたつたんですよ。いろんなものを含めると確かに政策的観点、我々税金を使つてこの政策金融をやるわけですから、そういう判断は、数字も一般貸付けのところでやつたような判断等ありますけれども、もう一つ、やっぱり税金を使ってやるべきものなのかという政策判断は、定性的な判断も入るということは御理解いたきたいというふうに思います。

たとおりでございますから、そこは我々もこの法案の審議を通じて、また法案の審議をしていただき、可決成立させていただければ、きちっとした広報をそれぞれの窓口を通じて、また政府としてもやつてまいる必要があるというふうに考えております。

○副大臣(林芳正君) とにかくもう一度お願ひしておきた

るところですが、例えはそういうところだけで財投機関

でやつていて、これはなかなか難しいわけです

ね。

ですから、政府保証を付けたり、それから財投機関も今までやつていたぐらいのことはきちっとやつてもらわなきゃいけませんが、それに加えて財政融資資金からもきちっとした措置をとるということを、正に今委員がおつしやつたように相まってきちっと政策融資が、何というんですか、いうことを法律の中に明記をさせていただいたと、こういうことでございました。

○櫻井充君 政策金融を行うということは、まず、いやここはお伺いしておきたいんですが、政策金融を行うということは市場原理に合うものなんですか。

○副大臣(林芳正君) 全くの市場の中でやれることは、これはもう政策金融から外へ出でていって、ただかなければいけないわけでございまして、普通に市場で、銀行とか社債を調達して、それでやつていける融資の枠組みというのは、正に補完ということであれば民にやつていただければいいわけでございまして、政策というからには、なかなかではできない部分があるので政策金融とどうかといふうに思つております。

○櫻井充君 そうすると、財投機関債を発行して、その財投機関債を市場で買つてもらえないからこの金融機関は駄目な金融機関なんだ、そういう判断をするんだと。これは、財投機関債を発行する際に、あのときは宮澤財務大臣だったんじゃないかなと、それで林副大臣であつたと思いまます、そのときも相当議論をさせていただきました、この点についてはですね。

今度は、じや、本当に政策的なことをやるんだとまではつきりおつしやるのであれば、これは市場原理から外れた部分をやりますと、今そつまざしくおつしやつているわけであつて、市場原理でやれるところはもう民間でみんな任せますということになれば、財投機関債、市場でのチエックを受けるようなシステムをつく必要性がない

じゃないか。

つまり、本当に民間でやれる利益の出るところは全部民間に任せたとする、今度は逆に言えば、公的金融機関の赤字の割合というのは高くスムーズに実行されるような措置はどうしていくと、こういうことでございました。

○櫻井充君 政策金融を行うということは、まず、そのもの自体おかしいと思つてゐるんですよ。いかがですか、そこは。

○副大臣(林芳正君) 大変大事なところだと思いますが、政策金融をするための政策コストといふのは当然晦うということでありますので、例えば一年やつてみて赤字が出たんでそれは常に埋めまして、そういう形の收支差補給はやめようといふことにいたしましたが、あらかじめ必要なコストを算定して、政策金融ごとにこういうコストは必要だというのは財政からきちっと出すわけでございまして、そういうことをやつた上で全体としての機関として仕事をやつてもらうと、その全体を見てもらつた上で、市場がこの判断をしてもらつて財投機関債を買つてくれるんならそれでいいと。

だから、国債も市場で運用されていてございまして、じや国債は、国の仕事をやるためにやつしてあるかと見てもらつて、市場でできる仕事をやつしているから国債を出すというわけではないわけですが、財投機関債もそういった意味では全体を見てもらつて、この機関としてこれぐらいの利率が決まるための格付も必要かもしませんけれども、そういうものを判断していただきてやつていくと、ですか

だ、この点についてはですね。

今度は、じや、本当に政策的なことをやるんだとまではつきりおつしやるのであれば、これは市場原理から外れた部分をやりますと、今そつまざしくおつしやつているわけであつて、市場原理でやれるところはもう民間でみんな任せますということが、税金を投入しますということ、その方がすつきりすると思うんですよ。なぜそんなことを言うかというと、財投機関債を発行するためにまとも、今まで財投機関債それそれを出してきた実績もございませんから、それを全部合わせてきちっと資金調達をしていくこと、こういう考え方でございます。

○副大臣(林芳正君) 今どろぐらのスプレッドかというものはちょっと今手元にありませんが、基本的な考え方としては、そういうスプレッドが財投機関債の方が財投債とか国債のソブリンよりもかなり高いということがずっと続くんであれば、そのときに財投機関債をその時期に高い金利でわざわざ調達するというのは余り意味がないことではあります。

それから、国の財政上などのぐらいなのかというと見て國債の利率つて決まつてくるわけではありませんが、それとこれは一緒にならないんじゃないですか。つまり、単体なんですよ。公的金融といふ役割ですから、政策金融をやつて、市場原理にもつたとおり税金で補てんしてくださるそなうでしゃつたとおり税金で補てんしてくださるそなうでもう合わないところでやりますと、これは今おつら赤字で、全体として黒字になるのかどうか分からぬけど、それで財投機関債を発行するとおつしゃつています。

しかしながら、そこまでする必要が本当にあるんだどうか。財投機関債と財投債の今金利はどうらが高いでですか。財投機関債の方が高いでしょ。調達コストは実は財投機関債を発行した方がはるかに損なんですよ。ですから、私が考えるには、何もそうやつて今までだつて、今少しとおつしやるけど、これからもつと利益の出る部分はそつち側、外に出すとおつしやるんであれば、だつたらば何も最初から財投債で運用すればいいだけの話なんですよ。こんなものは、政策的にやるんだから。

だから、国債を発行して、それで借金でやりますというんだつたら、それでいいじゃないですか。税金を投入しますということ、その方がすつきりすると思うんですよ。なぜそんなことを言うかというと、財投機関債を発行するためにまともやつぱり加味していく必要はあるんじゃないですか。税金を発行するためには、財投機関債そのものの自体やめて財投債で運用しちゃつた方が私ははるかにいいんじゃないかなと、そう思いますけど、いかがですか。

○副大臣(林芳正君) 今どろぐらのスプレッドかというふうに考えておるところでございます。

○櫻井充君 今のお話はそのとおりなんですよ。あのとき議論したのは、あのとき議論したのは、入口のところの市場原理とか、そういう形を使つてやるのはおかしくないですかといふことを私は指摘させていただきました。そして、その上で、その歯止めを掛けるんであれば、むしろ政策的

な判断として、政策的な判断としてじゃぶじやぶじやぶじやぶ流れこないようなシステムをつくるべきなんやないかということをそのときに指摘をさせていただいたと、私はそう思っているんですけど、後で議事録ちょっと見てみないと分かりませんが。

ただ、そのときに、今まさしくそういうことをやりになつていてるわけですよ。つまり、公的金融機関の問題点がいろいろあるんだと言われている中で、まさしく今回は政策判断なんですよ。政策判断で出口をちゃんと絞つていてるんですよ。あのときに、お金の流れを変えるために入口で財投機関債を発行して、財投機関債が発行できないところは市場原理の中で淘汰されていくんだというふうにこれは御答弁されています。ですが、そういうことではないはずなんですよ。

それはなぜかというと、政策金融機関ですから、これ淘汰されちゃ困る分野のはずなんですね。ですから、政策的に決められているところが入口のところで市場原理を用いてくるのはおかしな話で、政策金融はあくまで政策判断として何をやらせるかで、縮小するなりなんなりして、お金の流れをじやぶじやぶじやぶじやぶ来るのをやめましょうというのがこれが僕は筋だつたと思うし、今回やつてることそのもの自体を否定しているわけではないんです。

ただし、問題は、客観的に皆さん納得いくような形なのかどうか。特に、最初からGDP半減だといふうに、貸出し残高、そういうふうに言わってしまうと、民業補完だとすれば、民間でここまで貸しているから、あとは公的な部分はこのぐらいで済むので計算上GDPで半分になりますねとか、それから三分の一まで減らせるかもしけないとか、そういうふうに言われるんならこちらとしても納得いくんだけど、頭から目標が決まつていて、この範囲の中でやりますとかそういうことでやられるところよつと筋が違うんじやないのかなと、個人的にはそう思っています。

済みません、あとはちょっと法案の審査なの

で、法案のところも幾つか聞きたいと思って用意していたのを何点か聞かせていただきますが、一時に国民一般とありますけれども、この国民一般のところは、一体だれを指すんでしょうか。

○政府参考人(大藤俊行君) まず、一条の国民一般について、だれを指すのかということでござります。

これにつきましては、まず、行革推進法におきまして、まずその第四条で、新政策金融機関の政

策金融の機能は、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能を担うということが規定されています。その際の国民一般とは、これまで国民生活金融公庫の融資対象となってきた方々を意味するものとして考えているところです。ございます。ということでございまして、今回的新公庫法におきましても、この行革推進法の規定を引用しておりますので、新公庫法においても同じ意味であるということでございます。

それで、新公庫法におきましては、これに相当する融資対象者につきましては、別表第一、具体的に申しますと、第十一条につきまして、どういいう者に対して貸付けを行うかというものを十二条の別表で具体的に規定をしているところでございまして、そこの中では、まず第一に、独立して事業を遂行する意思を有し、かつ適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの、それから第二に、教育を受ける者又はその者の親族であつて、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの、それから第三に、生活衛生関係営業者ということで規定をしているところでございます。

○櫻井充君 一般的に、こういうふうに法律に書かれられた際に、国民一般と書かれれば、だれしもが

融資を受けられるような形になるんだろうと思うんですね。それは御説明ありますが、普通にこの法文を読めば、国民一般というのは、だれでもこの公的金融機関から借りる権利を有するようになります。僕には法律上読みます。

私は、ちょっと違う観点で申し上げたいんです

が、この間、貸金業法の規制が変わりました。その結果、どういうふうになつていくのかというと、もしかすると融資を受けられない人たちが増えてしまう可能性がある。特にリスクの高い人たちというのは多分無理になつて、病気になつてしまつて失業するとか、それから企業がつぶれてしまつてそれで働き口がなくなつたとか、そういう人たちが、じや生活資金を得るためにどこに行かなきゃいけないのか。

今までは確かに、高い金利を払つてまでいわゆる町金さんやそれから消費者ローンに行つている

ところに僕は問題があつたんだと思うんですよ。つまり、消費者金融の中で、例えばバチン

コであるとか娯楽費用にお金を使つている人たちを救済してほしいとは思いませんが、一方で、自己破産でしなきゃいけないような人たちを見てみると、そういう方々もいらっしゃると。その

方々を救済する僕は公的金融機関というのがないと、いわゆるやみ金対策には不十分じゃないのか

などあの当時から考えておりました。

ここで国民一般と規定していくのであれば、そういう人たちに、この際統合して新しい政

府系の金融機関になるのであるとすれば、消費者金融なりいろんなところで苦しんでいる方々がい

らつてしましますから、そういう方々を救済するた

めに政策的な判断として融資業務ができるのか

など、そう思いますけれども、これは大臣にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺喜美君) 御案内のように、多重債務者問題につきましては、昨年の臨時国会で貸

金業法等の抜本的な改正を行つていただきまし

た。その上で、政府に多重債務者対策本部を設置

をし、山本金融大臣が中心となつてこの対策に取り組んでいます。

非常に数が多い多重債務者の問題をどう解決し

ていくのか。一つは、やはり債務をどうカットす

べべきことですかね。そういうところは、そういう

人たちに対する対策を取つていただければ有り難いなど、そう思います。

それから、今回は株式会社の形態を取るよう

ですが、三条でそう定められておりますが、なぜ株

式会社の形態を取ることにしたんでしようか。

○政府参考人(大藤俊行君) まず、新公庫の法人形態につきましては、強固なガバナンスを發揮しつつ透明性の高い効率的な事業運営の実現と政策上必要な業務的的確な実施を図るため、株式会社という形態にさせていただいたところでございました。

具体的には、そうなりますと、運営は基本的に会社法に従うということになりますて、民間企業会計や会計監査による監査の実施及び取締役会や監査役による企業的組織運営による透明性の高い効率的な運営を目指すということをごいます。

ただ、新公庫は引き続き政策金融を実施する機関でございまして、毎年度国会の議決を経て必要な財政支援を受けた業務を的確に実施していくことになります。これを担保するため、新法案においては、株式会社という形態を取りながら、国は新公庫の株式の総数を常時保有しなければならないこと、あるいは国が引き続き資金調達について所要の支援の措置を講ずることができる、予算について国会の議決を受けること等の規定を設けているところでございます。

○櫻井充君 三条に、今御答弁ありました、発行済株式の総数を政府が保有しろと書いてあるということは、まずは、これは基本的に言うとコーポレートガバナンスが働くのかどうかというのは極めて難しいですね。つまり、一般的の会社法で言うのとは違うということですね。それから、一般的の会社法というのは、あれは基本的には民間のことですね。だから、民間が遵守するという話になるのかもしれないけれども、これは先ほどからの御答弁で、要するに市場原理に合わない分野に関して補完的にやりますということであるとすると、なぜその会社法そのものの制約を受けてやらないいけないのかというのには、私にはちょっと理解できないんですね。

今まで、ずっと委員会で指摘していく変わりましたが、例えば企業を救済する際に、債権放棄をするが、企業を救済する際に、債権放棄

をするか、それが条件緩和してあげるかしか本當は銀行として助けられるものがない中で、債権放棄は資金的に難しいので、本来条件変更してあげればよかつたはずなんですよ、三年で返せないので五年にして金利とか一回の支払を下げるあげるとか。だけれども、それをやるとみんな不良債権になつたがために、一気に公的金融機関の不良債権比率が上がつたんですよ。

私は、医者の立場でいうと、すぐおかしいと思う。それは何かというと、月々の支払ができるようになつたときはそれは重病かも知れないけれども、その月々の支払五十万でできない人が三十万に減らしてもらつて月々の支払ができるようになつたということは、これは治療したことだから、治療してやつて何で格付が悪くなるのか、私には全く理解できなかつたですね。

ましてや、公的金融機関というのは、そういうことをやつても、何とか經營してこの苦しい時期を乗り越えれば、それは政府の政策の中では理解できなかつたんですね。

何でこういうことになつてているのかということ、ちゃんとやるべきことをやらないから、また様々な手法を持ってきて何とかしましようみたいな話になるけれども、ちゃんとやりさえすれば全く問題ないんだから、余計な手間暇掛けるようなことを僕はさせない方が本当はいいんじゃないのかなと、正直思つています。

それから、十二条のところに国内金融業務の方法と、こう書いてあって、いろいろ書いてあるんですが、四項に林業や漁業やそれから農業だけ、要するに一次産業だけ特別に取り上げて明記されているんですが、なぜこれだけこういう形で特別に取り上げなきゃいけなかつたんでしょうか。

○政府参考人(大藤俊行君) 新公庫の業務に関する規定につきましては、政策金融として引き続き実施することと判断された部分につきましては、現行四機関の業務を新公庫に過不足なく確實に承継させるということにしております。

それで、行革推進法における各機関に関する業務の限定を忠実に反映しつつ、現行四機関の業務に関する規定を引用することを基本として規定を

行う、それから所要のディスクロージャーを行うこととや、取締役会や監査役による企業的組織運営による透明性の高い効率的な運営を確保するということは、それは意味のあることではないかというふうに考えております。

○櫻井充君 どちらの部分を取るかということなんですよ。つまり、政策判断でやるんであれば、判断に従つてやつてあるか、やつていいだけ見ればいいことであつて、それを、あとは一々そ

の市場でどうのこうのとか、民間と何とかだとか、僕はそんなことをやる必要性ないと想いますよ。

何でこういうことになつてているのかと、ちゃんとやるべきことをやらないから、また様々な手法を持ってきて何とかしましようみたいな話になるけれども、ちゃんとやりさえすれば全く問題ないんだから、余計な手間暇掛けるようなことを僕はさせない方が本当はいいんじゃないのかなと、正直思つています。

それから、十二条のところに国内金融業務の方法と、こう書いてあって、いろいろ書いてあるんですが、四項に林業や漁業やそれから農業だけ、要するに一次産業だけ特別に取り上げて明記され

ているんですが、なぜこれだけこういう形で特別に取り上げなきゃいけなかつたんでしょうか。

○政府参考人(大藤俊行君) 新公庫の業務に関する規定につきましては、政策金融として引き続き実施することと判断された部分につきましては、現行四機関の業務を新公庫に過不足なく確實に承継させるということにしております。

それで、行革推進法における各機関に関する業務の限定を忠実に反映しつつ、現行四機関の業務に関する規定を引用することを基本として規定を

それで、現行の農林漁業金融公庫におきましては、農林漁業関係資金の金利の上限等を法定しているわけでございます。御指摘の十二条第四項につきましては、農林漁業金融公庫法第十八条三項を引用したものでございますけれども、農林漁業分野の中でも政策性が特に強い資金として、新公庫法案の別表第五に掲げる資金といたしまして、低利かつ安定的な融資を確保するために、他の農林漁業関係資金よりも低利で実施するという観点で規定をしているところでございます。

○櫻井充君 僕からすれば答弁になつていないと思つてゐるんですけれどもね。

つまり、農業関係者とかだけはまた別にこういふ形でやりますというふうに全部書くんであつたとすれば、一つのシステムにはならないわけでしょう。要するに、今 中小公庫やそれから国金、それからこの農林関係のやつとか全部入れて一つに束ねるけれども、今のお話を一つ取つてみても、実はシステムそのもの自体が違つてゐる、違つてくるんだろうと思うんですね。

そうすると、果たしてこういう違うシステムのものを一つにすることにどこまで意味があるんだろかと。特に、午後に木俣委員からまた質問あります、国際業務のところなど二つのところが一緒になつてやつて、システムまで開発して、さあ、これからやろうかと昨年決めた途端に、今年からまたシステムばらばらにしてくれと言われていて、現場は大混乱しているという状況にあります。

ですから、これは小泉総理の決断でこういう形になつてしまつてはいますが、そのことによつて現場が混亂しないように、それから、こういうこの公的金融機関の見直しによって一生懸命頑張つてゐる中小企業が困らないよう、そういう政策金融にしていただきたいということを御要望申し上げまして、質問を終わります。

○委員長(藤原正司君) 午後一時十五分に再開することとし、休憩いたします。

あります。

午後零時十八分休憩

午後一時十七分開会

○委員長（藤原正司君） ただいまから内閣委員会を開いたします。  
本日、櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として郡司彰君が選任されました。

○委員長（藤原正司君） 休憩前に引き続き、株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○木俣佳丈君 午前に続きまして、若干時間が過ぎておりますけれども、質問を続行させていただきたいと思います。

まず、幾つか、八機関のことについてございます、ちょっとと多岐にわたって質問をさせていただきたいと思いますので、まずは農水関係の農林公庫の方から一つ、二つ御質問させていただきます。

○木俣佳丈君 午前に続きまして、若干時間が過ぎておりますけれども、質問を続行させていただきたいと思います。農林公庫の方から一つ、二つ御質問させていただきます。

木俣佳丈君 午前に続きまして、若干時間が過ぎておりますけれども、質問を続行させていただきたいと思います。

まず、幾つか、八機関のことについてございましたが、ちょっとと多岐にわたって質問をさせていただきたいと思いますので、まずは農水関係の農林公庫の方から一つ、二つ御質問させていただきます。

木俣佳丈君 午前に続きまして、若干時間が過ぎておりますけれども、質問を続行させていただきたいと思います。

まず、幾つか、八機関のことについてございましたが、ちょっとと多岐にわたって質問をさせていただきたいと思いますので、まずは農水関係の農林公庫の方から一つ、二つ御質問させていただきます。

○副大臣（国井正幸君） 詳細な数値につきましては事務方の方から後ほど申し述べさせていただきたいたと思うわけでございますが、今先生御指摘のように、農林漁業の資金の特徴としまして、非常に長い期間やつぱり掛かるという、一つの作物を育てるにも、特に果樹等におきましては栽培期間が非常に長かつたり、そういう部分がありますから、そういうふうなこともないものですから、そういう意味ではなかなか資金需要全体は大きくなれないかもしれません、やはり長期間で低利の資金は是非お求めなさるといふふうなことはあります。

特に、今先生御指摘のように、一兆円という部分につきましては、これまでどうも我が国の農産物は国内だけに終始をしていましたが、攻めの農業ということで、これだけのいい品質のものを作っているわけありますから、是非海外に向けても輸出を展開したいと、このように思つておられるわけですが、さすがに、ちょっとと事前に聞いたときに、やはり農林漁業というのは非常に食料安保であるとか、それから環境問題であるとか、またさらには、最近でいうと農林水産物を平成二十五年までに四千億から二・五倍ということでしょうか、これ一兆円にするというような大々的なキャンペーんを張っている割には、結局どのくらいの資金需要が見込まれるかというプランのところで、民間も含めて、いろいろ調査室で調べさせたんですけれども、又は農水省にも伺つたと思いますが、資金需要はどのくらいあるんですけど、どういうふうに

考えられますかということを伺うんですけれども、これがほんと具体的に数値を見いだせなかつたんですけども、今後、合体した中でどんな規模で融資が農林漁業に対して行われていくようになるのかとか、又は全体で言うと、農林漁業の公的資金の入り額はこのぐらい伸びていって、それがお示しいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○副大臣（国井正幸君） 詳細な数値につきましては事務方の方から後ほど申し述べさせていただきたいたと思うわけでございますが、今先生御指摘のように、農林漁業の資金の特徴としまして、非常に長い期間やつぱり掛かるという、一つの作物を育てるにも、特に果樹等におきましては栽培期間が非常に長かつたり、そういう部分がありますから、そういうふうなこともないものですから、そういう意味ではなかなか資金需要全体は大きくなれないかもしれません、やはり長期間で低利の資金は是非お求めなさるといふふうなことはあります。

特に、今先生御指摘のように、一兆円という部分につきましては、これまでどうも我が国の農産物は国内だけに終始をしていましたが、攻めの農業ということで、これだけのいい品質のものを作っているわけありますから、是非海外に向けても輸出を展開したいと、このように思つておられるわけですが、さすがに、ちょっとと事前に聞いたときに、やはり農林漁業というのは非常に食料安保であるとか、それから環境問題であるとか、またさらには、最近でいうと農林水産物を平成二十五年までに四千億から二・五倍ということでしょうか、これ一兆円にするというような大々的なキャンペーんを張っている割には、結局どのくらいの資金需要が見込まれるかというプランのところで、民間も含めて、いろいろ調査室で調べさせたんですけれども、又は農水省にも伺つたと思いますが、資金需要を見込み、毎年度の資金計画額を公庫予算の国会での御審議を経て決定をしておりますが、例えば十九年度の貸付計画額は三千五百億円とし

ております。

このような貸付計画額の決定の仕組みにつきましては、現在御審議いただいております新公庫法案においても同様となつているところでございます。

これは実は政府の、私はやっぱりさつきから言葉のところはあるかもしれませんけれども、いや、今副大臣がおっしゃったように、農林水産業というのは足が長い又は時間が掛かることだと

ぐらのところはあるかもしれませんけれども、いや、今副大臣がおっしゃったように、農林水産業というの足が長いことだと

いうこともかもしれません。又は、採算、不採算で言ふと、なかなか採算に合わないかもしれません。つまりは、金融界で言ふと、先ほど同僚議員が言いましたような市場の失敗が起きやすいという言

い方もかもしれません。又は、採算、不採算で言ふと、なかなか採算に合わないかもしれません。つまりは、金融界で言ふと、先ほど同僚議員が言いましたような市場の失敗が起きやすいという言

産業として自立できるように最大の努力を重ねたいと、このように思つておる次第でござります。

○木俣佳丈君 もう一つ踏み込んで、是非副大臣の手でやはり計画を副大臣のうちに作つていただきませんですか。このぐらいの需要になるんだと、こういう産業にするんだと、だからこのぐらいの金融は需要が出てくるんだというものを是非作つてください。

○副大臣(国井正幸君) 是非、先生の御意見を承つて、ただ、これどうなんでしょうかね、率直なところ申し上げて、思いは一緒でございますが、私も役所へ戻りましてしつかりと、机上の空論にならないよう、少なくともやつぱり具体性を持つてやれる計画になるように、そういう努力を重ねたいと、このように思つております。

○木俣佳丈君 じゃ、副大臣どうぞ、もう結構でございますので。

続きまして、全般的な、総論的な話でございますけれども、午前中の質疑の中でも貸出し残のGDP比、つまり半減、GDPで半減させるとい

う目標は、大臣もこれはもう確実にできる。これははある意味で民営化したりいろいろするものですから当然でありまして、これは当然できるわけでありますけれども、片方で、じや融資をして、これ、非常に区分けがどういうことなかなと思いながらお話をさせていただくですが、いわゆる政策金融機関というものが八あつて、これをいろいろ統合する。独行がいわゆる融資をしている、独行の十二機関、これが政策融資という名前で言われるわけでございますけれども、独行のこの十二機関が非常に大事なものがあります、この中身見てみますと、やつているのも十兆円ぐらい実は残があるんですね。

私は、今回の法律とはちょっと離れますけれども、現在の八機関の政策金融機関というのだけをターゲットにしているのは一つの見方かなと思ふんですが、この独行についても政策金融機関と同様なスクランプ・アンド・ビルトがやはり私は

必要だというふうに思いますけれども、大臣はいかがお考えでしようか。

○副大臣(林芳正君) 独行、独立行政法人でも委員が御指摘のように政策金融のような融資業務をやつておるところはあるわけでございますが、まづ委員がおっしゃったように、この政策金融機関については、先ほど来いろいろ御議論がございましたけれども、GDP比半減という目標を作つてこれを達成すべくやるということをございますが、一方、今先生がおっしゃった独行でやつていろいろの業務については、例えば日本学生支援

機構のいわゆる奨学金貸与とか福祉医療機構の医療関係施設の設置等に必要な資金の貸付け、極めて多様なものでございまして、いろいろチェックをいたしましたけれども、本来業務と付随してやつておるという、こうしたことになつておるようなところもあつて、一律に全部、政策金融機関でやつたような数値目標というのではなくなか難しかつて、中期目標を作つてやつておりますので、その終了する十四の法人が行う融資等の業務を対象まで、平成十八年度から平成二十年度までに中期目標、これは三年から五年で独立行政法人といふことは中期目標を作つてやつておりますので、そろそろ見直しをやりまして、五十九、融資等の業務がこの十四法人にあつたわけでございますが、三十二業務、これ半分以上になるんすけれども、廃止、縮小ということにいたした次第でございます。

見直しに当たつては、十八年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向についてというのを決めて、全独法についてそういうことをやりましたわけですが、この政策金融機関が撤退して、もう要らないということで退いたところについて、それが退いたから独法が行つてやることで、この法律の問題も含めて、すべて対象にしていく方針でござります。

○木俣佳丈君 大変前向きな御答弁をいただいて、大変心強い気持ちがいたします。

百一法人、私は、今調べているのがその十二機関で十兆円ぐらいあるということで、林副大臣言われたように、その中で、いや、要らないものが多いで、というような荒っぽい話をするわけではございません。しかしながら、要は、今回の八機関でやつて、独行、独法の方で余りメスが入らない

というようなことはないと思いますけれども、今後も独法の仕組みとして定期的に見直していくことになりますので、今先生がおっしゃつたことの視点も含めて、効果的、効率的に業務運営がなされるように見直しを引き続きやつてまいりたいと、こういうふうに思つておるところでございます。

○木俣佳丈君 今のお話は、当面はもう見直しは終わっているからやらないと、こういうことでもろしいんですか。

○國務大臣(渡辺喜美君) 実は、昨日の経済財政諮問会議におきまして総理の方から指示がございました。もう既に今朝の新聞等で御案内かと思ひますが、私の方に対して総理のブレーンの方から、百一法人、独法の百一法人ですね、これを、全法人を対象に見直しを行い、年内を目途に独立行政法人整理合理化計画を策定していただきたいというお話をございました。私の方からは、大変重い課題だけれども全力を尽してやつていただきたいと申し上げ、菅大臣も、全面的に協力するという御発言がございました。

その上で、総理の方から、総理はかねて行政の新たなグランドデザインを描くということをおつしやつておられるわけでございますが、独法改革はその一環として避けて通れない課題であると。私は、渡辺においては、政府機能の見直しの第一弾になるような本格的な改革をよろしく頼むと。同様のことは菅大臣に対しても総理から指示がございましたので、こうした政策金融の独法における金融の問題も含めて、すべて対象にしていく方針でござります。

○木俣佳丈君 大変前向きな御答弁をいただいて、大変心強い気持ちがいたしました。

百一法人、私は、今調べているのがその十二機関で十兆円ぐらいあるということで、林副大臣言われたように、その中で、いや、要らないものが多いで、というような荒っぽい話をするわけではございません。しかしながら、要は、今回の八機関でやつて、独行、独法の方で余りメスが入らない

というのはやはりバランスを欠いているんじゃないいか、バランスを欠いているというより、行政改革という、財政削減又は財政負担をとにかく減らすという観点からはやはりおかしいではないかと改めて伺つて、是非、これ十兆円も貸出しの残がございますので、必要なものはやはり取る、削つたり、それから又は残すということは是非年内にお願いしたいというふうに思います。

統いての質問であります、政策金融又は政府系金融機関の改革で、過去十年で五回、平成七、九、十三、十四、十七と既に五回行われているかと思います。恐らく衆議院の方でもこういった質問はあつたかと思いますけれども、改めて、五回もころころ変わることの、これはある種異常事態ではないかなというふうに思うわけでござります。

いろいろ伺う中で、例えば国際協力銀行、JICAと呼ばれますけれども、私も援助窓の仕事をしておりますので、この国際金融部門とそれからOECD、いわゆる円借款を中心とした出資機能もございますけれども、こういつたものがくつ付いて、ああ良かつたなというふうに思つたら、実はシステム的にもいろんなシステムも去年からいろいろの時点でようやくどうも統合できたというふうなお話らしいんですね。そうしたら、またこれはやめますというような話でまた離れちゃうと。

ここも相当膨大な資金を必要としながら、システム開発をしたり、また人事交流も含めたいろんな政策案件をやつてきてきたわけでありますけれども、ちょっとと本当に朝令暮改というか、ころころ変わり過ぎると。こういうことについては大臣はどういうふうにお考えになるか。将来は、この統合した、今、日本政策金融公庫、新公庫といううんじょううか、又はJICAに統合するもの、民営化されるもの、特に上位この二つについてはほぼこれまで決定版であるということを思つていらっしゃるかどうか、伺いたいと思います。

○國務大臣(渡辺喜美君) たしか村山内閣のころだつたと思いますが、最初の政府系金融機関の統合が決定をされたわけあります。

J B I Cについては、旧輸銀とO E C Fがたまたま同じ建物の上と下にあつて、これは一つにしたらしいじゃないかというような議論も当時聞いたことがあります。ただ、いざ統合してみると、ODAとO O Fといいますか、そのほかのオフィシャルファイナンスの違いというのが相当やり残つてしまつたんだろうと思うんですね。

ODAといふのは、御案内のように、どつちかといえばお金返せそうもない国にお金を貸して、経済成長を通じてお金を返せるようにしてあげよう、そういう発想もあつたと思うんですね。一方、O O F、アザー・オフィシャル・ファイナンスの方は、これは基本的に日本の企業を相手にお金を貸すわけでございますから、そういう違いがどうも同じ組織の中でうまくいかなかつたということが一つはあつたんだろうと思います。

今回、こうした基本的なコンセプトの違いを教訓として、ODAはODAとして一つの体系でまとめていく、新しいJ I C Aに統合するわけですね。一方、O O Fの方はまさしく一つの組織として今回統合をされるわけでございまして、私は基本的には方向性としては非常に正しいことであろうと考えております。

したがつて、今回の統合をきっかけに簡素で効率的な政府を目指すその延長線での改革を進める同時に、民業補完を徹底をさせるということ、そしてシナジー効果、統合のシナジー効果を發揮をしてもらつて利用者の利便性の向上に資するということが國られていくものと考へております。

○木俣佳丈君 渡辺大臣の思いつ切りの良さというのは私も大好きなんですけれど、今の発言はやはりいかぬと思いますね。いかぬと思うというのを見ていただけ分かると思うんですね、円借款なんかもやはりどれだけ返つてているかは、円借款なんかもやはりどれだけ返つてているか、かなり開発についても成功し、そ

うないだろうというようなところに、インドネシアなんかも多分非常に御造詣が深いと思うようだま同じ建物の上と下にあつて、これは一つにしたらしいじゃないかというような感じがしました。

今まとめる、援助とビジネスの違いだからそりなんだというお話だと思います。ただ、私はやはりこういつた関係のことをやつていましだんで、確かにたまたま階が上下というのもよく知つてゐるんです、もう數十年前から私もよく行きましたので。ただ、それだけではないんですよ。だから、それを今、国会の場で言われてしますと、恐らくは一生懸命今やつていらつしやる方

がすぐこがつかりするんで、これは是非、何といふんでしょうか、御訂正、是非これを僕はいただきたいというふうに思ひます。

それはどうのことかといふと、年間、ちょっと調べますと、六十人ぐらい、例えば大臣級の方でもJ B I Cの総裁と会つてゐる方が大体年間六十人あるんです。大体年間六十人ずつ。副大臣やその他政府関係者といつたらもう本当に大変な数字ですね。一方、O O Fの方はまさしく一つの組織として今回統合をされるわけでございまして、これは基本的には方向性としては非常に正しいことであろうと考えております。

したがつて、今回の統合をきっかけに簡素で効率的な政府を目指すその延長線での改革を進める同時に、民業補完を徹底をさせるということ、そしてシナジー効果、統合のシナジー効果を發揮をしてもらつて利用者の利便性の向上に資するということが國られていくものと考へております。

○木俣佳丈君 渡辺大臣の思いつ切りの良さというのは私も大好きなんですけれど、今の発言はやはりいかぬと思いますね。いかぬと思うというのを見ていただけ分かると思うんですね、円借款なんかもやはりどれだけ返つてているかは、円借款なんかもやはりどれだけ返つてているか、かなり開発についても成功し、そ

うなんだと、それはちよつと言葉が違うんじゃないかなと、言い過ぎじゃないかなというような感じがします。

今までみると、援助とビジネスの違いだからそりなんだというお話だと思います。ただ、私はやはりこういつた関係のことをやつていましだんで、確かにたまたま階が上下というのもよく知つてゐるんです、もう數十年前から私もよく行きましたので。ただ、それだけではないんですよ。だから、それを今、国会の場で言われてしますと、恐らくは一生懸命今やつていらつしやる方がすぐこがつかりするんで、これは是非、何といふんでしょうか、御訂正、是非これを僕はいただきたいというふうに思ひます。

それはどうのことかといふと、年間、ちょっと調べますと、六十人ぐらい、例えば大臣級の方でもJ B I Cの総裁と会つてゐる方が大体年間六十人あるんです。大体年間六十人ずつ。副大臣やその他政府関係者といつたらもう本当に大変な数字ですね。一方、O O Fの方はまさしく一つの組織として今回統合をされるわけでございまして、これは基本的には方向性としては非常に正しいことであろうと考えております。

したがつて、今回の統合をきっかけに簡素で効率的な政府を目指すその延長線での改革を進める同時に、民業補完を徹底をさせるということ、そしてシナジー効果、統合のシナジー効果を發揮をしてもらつて利用者の利便性の向上に資するということが國られていくものと考へております。

○木俣佳丈君 渡辺大臣の思いつ切りの良さというのは私も大好きなんですけれど、今の発言はやはりいかぬと思いますね。いかぬと思うというのを見ていただけ分かると思うんですね、円借款なんかもやはりどれだけ返つてているかは、円借款なんかもやはりどれだけ返つてているか、かなり開発についても成功し、そ

うなんだと、それはちよつと言葉が違うんじゃないかなと、言い過ぎじゃないかなというような感じがします。

そのときに、こちら側の論理じゃなくて、つまりは援助といふのはリクエストベースというのこれが援助の大基本になりますが、要は、彼らは口をそろえて言う言葉は、便利になつたなど。つまり、階が上下でも同じ話を二回しなきやいけないと。もつと言ふと、同じ方にばつと言つておけば、ああ、これは要是援助だ、これはO E C Fの範囲だ、これは輸銀の範囲だと、かつての名前で言えば、ということにやはりなつてゐるんですね、実際にはだから、大臣が言われた、こちら

○副大臣(林芳正君) 今委員がおつしやつたところは大事なポイントで、実は、この設計をするとそこもそういう議論も実際にはございました。

それで、ただ、そういう援助の方から見た、援助の後の民間の融資で出ていくところとの連携と、もつと言ふと、同じ方にばつと言つておけば、ああ、これは要是援助だ、これはO E C Fの範囲だ、これは輸銀の範囲だと、かつての名前で言えば、ということにやはりなつてゐるんですね、実際にはだから、大臣が言われた、こちら

の各スキームを活用した温暖化防止のC D M、こういったものに対してのマッチングファンドのようなものとか、それから、例えばこれは具体的に言えれば電力の関係で、ある送電部分は円借款と国際金融業務、ODAとO O Fといふんでしようか、この部分は有機的に連携していくようになります。

○木俣佳丈君 何か、大臣、御訂正があれば。

○國務大臣(渡辺喜美君) 林副大臣の言ったとおりでございます。

○木俣佳丈君 だから、何というんでしよう、返せる当てもないようなところに貸してたところとビジネスベースのというお話をされたんでしよう。それはそのとおりだという、そういうことです。ちよつとその辺も含めて。

それから、中でやはりやすかつたということを私はだから現場の方々から伺つてゐるし、それから、日本を訪ねてきた要是要人の方から伺つてゐるんですよ。それを、だから、簡単に切つて捨てるようなことではやはり残念だと思うんですね。

○木俣佳丈君 お答えを。

○副大臣(林芳正君) 今委員がおつしやつたところは大事なポイントで、実は、この設計をするとそこもそういう議論も実際にはございました。

それで、ただ、そういう援助の方から見た、援助の後の民間の融資で出ていくところとの連携と、もつと言ふと、同じ方にばつと言つておけば、ああ、これは要是援助だ、これはO E C Fの範囲だ、これは輸銀の範囲だと、かつての名前で言えば、ということにやはりなつてゐるんですね、実際にはだから、大臣が言われた、こちら

の各スキームを活用した温暖化防止のC D M、こういったものに対してのマッチングファンドのようなものとか、それから、例えばこれは具体的に言えれば電力の関係で、ある送電部分は円借款と国際金融業務、ODAとO O Fといふんでしようか、この部分は有機的に連携していくようになります。

○木俣佳丈君 何か、大臣、御訂正があれば。

○國務大臣(渡辺喜美君) 林副大臣の言ったとおりでございます。

○木俣佳丈君 だから、何というんでしよう、返せる当てもないようなところに貸してたところとビジネスベースのというお話をされたんでしよう。それはそのとおりだという、そういうことです。ちよつとその辺も含めて。

それから、中でやはりやすかつたということを私はだから現場の方々から伺つてゐるし、それから、日本を訪ねてきた要是要人の方から伺つてゐるんですよ。それを、だから、簡単に切つて捨てるようなことではやはり残念だと思うんですね。

○木俣佳丈君 お答えを。

○副大臣(林芳正君) 今委員がおつしやつたところは大事なポイントで、実は、この設計をするとそこもそういう議論も実際にはございました。

それで、ただ、そういう援助の方から見た、援助の後の民間の融資で出ていくところとの連携と、もつと言ふと、同じ方にばつと言つておけば、ああ、これは要是援助だ、これはO E C Fの範囲だ、これは輸銀の範囲だと、かつての名前で言えば、ということにやはりなつてゐるんですね、実際にはだから、大臣が言われた、こちら

思うんですよ、その分野については、それだけに、やはりそういった御発言は控えていただきたいというふうに思うんです。元々、譲許性つまりはグランテエレメントとかいろいろな言葉がありますけれども、日本のODAというのはいろんなことを言わせて今もきていますね。私は当てはまらないところが多いと思うんですけれども、何でもっと、要は、JICAというのを全然違うものですね。技術協力とか無償の援助ですよね。これはもともと、違う民生の衛生部門とかいうところになるんですよ。今言われたインフラについては、やはりこれは、何というんでしようか、相手国の経済発展の基盤になるようなものであるし、要は、返して当然なものであるという観点からやっているものですから、全くこれは私は違うものだというふうに思っているので、やはりお言葉は是非気を付けていただきたいな私は思います。

そういう中で、今回、新機関の、新公庫の役員人事というものをどう考えていらっしゃるかということを伺いたいと思います。

もちろん、官僚の方が全部駄目だということを言つてはいるわけではありません。それから、又は学者の方では駄目だということを言つてはいるわけではありませんけれど、ともすると金融の現場に一口ハモ分からぬ方が出てくる可能性もやはり否めないということを危惧する方も多いわけでありまして、やはり金融のプロとして中で育つたプロバーオの方も含めた民間の金融機関の方、又はもちろん元々の公庫の方も含めて役員にやはりびしつと登用すべきだというふうに思っていますが、それがお考えをいただきたいと思いますが、大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(渡辺喜美君) これは、今回の新公庫法の六十一条でも書いてあるわけでございますが、正に業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任をされること、そして特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分配慮することと明言をしている

Aというのをいろいろなことを言わせて今もきていますね。やはりそういった御発言は控えていただきたいというふうに思っています。元々、譲許性つまりはグランテエレメントとかいろいろな言葉がありますけれども、日本のODAというのは、実際、私は当てはまらないところが多いと思うんですけれども、何でもっと、要は、JICAといふのは全然違うものですね。技術協力とか無償の援助ですよね。これはもともと、違う民生の衛生部門とかいうところになるんですよ。今言われたインフラについては、やはりこれは、何というんでしようか、相手国の経済発展の基盤になるようなものであるし、要は、返して当然なものであるという観点からやっているものですから、全くこれは私は違うものだというふうに思っているので、やはりお言葉は是非気を付けていただきたいな私は思います。

そういう中で、今回、新機関の、新公庫の役員

がいろいろなことを言わせて今もきていますね。やはりそういった御発言は控えていただきたいというふうに思っています。元々、譲許性つまりはグランテエレメントとかいろいろな言葉がありますけれども、何でもっと、要は、JICAといふのは全然違うものですね。技術協力とか無償の援助ですよね。これはもともと、違う民生の衛生部門とかいうところになるんですよ。今言われたインフラについては、やはりこれは、何というんでしようか、相手国の経済発展の基盤になるようなものであるし、要は、返して当然なものであるという観点からやっているものですから、全くこれは私は違うものだというふうに思っているので、やはりお言葉は是非気を付けていただきたいな私は思います。

わけですね。したがつて、これはもう適材適所で

すよ。小泉総理がよくおっしゃつていたように、

どことこの事務次官だから自動的に固定的にツ

プになるということはなくなるわけでございま

す。

今回の法案では、役員の選任においては、政策金融に責任を負つてゐる大臣が主務大臣として認可をするというのが一つであります。そして、その認可に当たつては、政府の確立したルールに基づいて内閣としてきちんとチェックをする。第一には、役員全員について官房長官の同意が必要である。第二に、代表権の付与に当たつても官房長官の同意が必要となる。第三に、代取会長、社長については閣議の口頭了解が必要となるということです。そこでござります。したがつて、こうした手続によつて、プロバー職員はもとより、民間金融機関出身者を含む民間の人材も幅広く視野に入れて適材適所の人選が行われるということが適切であるかと存じます。

○木俣佳丈君 ちょっとと駄目押し的な質問になるかもしませんが、特に四機関、四公庫ですね、が何人あつて、そのうちの官僚出身者の数というものがどのくらいかというのを、ちょっとと数だけお聞いします。事務方でいいです。

○木俣佳丈君 ちょっとと駄目押し的な質問になるかもしませんが、特に四機関、四公庫ですね、が何人あつて、そのうちの官僚出身者の数というものがどのくらいかというのを、ちょっとと数だけお聞いします。事務方でいいです。

○副大臣(林芳正君) 今、新公庫に統合する各機

関の役員数と公務員出身者は、国民生活金融公庫

が、常勤役員数八名で、そのうち退職公務員は四

名です。それから、例の公務員現役出向といふのがございまして、これが一名おります。それから、非常勤役員は二名で、退職公務員が二名といふことです。それから農林公庫は、常勤役員が八

名のうちで、退職公務員が四名。中小公庫は、常勤役員数十一名のうち、退職公務員が四名と、公

務員現役出向者が一名。非常勤役員数一名のう

ち、退職公務員が一名。それからJBICは、常

勤役員数十名のうち、退職公務員が三名で、現役

出向者が二名。非常勤の役員数は二名で、公務員

出身者がゼロと、こういうふうになつておることろでござります。

○木俣佳丈君 何というんでしようか、今天下り問題というか、適材適所で固定化させることはないと大臣から言明があつたわけでございまして、やはり本当に適材適所で國のために、又は金融機関が金融機関然とするような、又は政策金融により資するような人材がやはり当然ながら任用されるように、こういつた今数があるところでは五〇%というような、あるところではというか三つの公庫では五〇%を超えている数になつております。そこで、こういつたのが固定的にならないで、ですから、こういつたのが固定的にならないということで大臣、よろしいわけですね。

○副大臣(林芳正君) 正に今委員がおつしやつたように、こういう特殊法人とか独立の長の人事についてと、十六年の三月に事務次官懇談会で二橋内閣官房副長官から発言ございまして、法人の長については、全法人を通じ公務員OBは二分の一以下と、それから常勤役員については公務員OBを二分の一以下とする目標を念頭に置いて前広に御相談いただきたいと、こういうのが既に出ておりますので、今、ぎりぎりそこに張り付いてございまして、まずトータルの役員数が統合して増えるようなことは絶対あつちやならないと、こういうふうに思つておりますから、今後は具体的にそういう姿を固めていく過程で決めることがありますけれども、その他の数は縮減していく。リットということでありますから、今後は具体的にそういう姿を固めていく過程で決めることがありますけれども、その他の数は縮減していく。

ですから、その中で、今申し上げました今までの二分の一ルールといふのは当然適用されていく

ということがまずございまして、その上で、先ほど大臣からお話をありましたように、適材適所で固定的な人事にならないようになります。

○木俣佳丈君 あと、次の質問であります。資

干、論が逆転するようなことがあるかもしれませんけれども、統合される五機関においては、財投機債の割合というのがわずか一割といふうことになりますけれども、そもそも、資金や政府保証による資金調達が全体の九割というような形になつております。公的資金に依存する割合が非常に大きいわけで、つまりは財投機債の見直しとかいうこと、またいろんな特殊法人の改革の中で財投機関債の役割をどんどん増やすていくんだということがからすると、この割合がどういうふうになつていくのかなということを考えるわけありますけれども、この新機関は、資金調達の方法を当然ながらこれまでの公的資金の依存から財投機関債中心のものに更に見直していくという考え方でよろしいわけでしょうか。

○副大臣(林芳正君) 午前中に櫻井委員からは財投機関債もうやめたらどうかという御指摘があつたところでございますが、そのときにも申し上げましたけれども、正に今委員が御指摘いただいたように、財投改革全体をやつたときに、財投機関債を出すことによってディスクロージャーをきちんと促進をさせる。櫻井先生は官がやることだから市場とは関係ないじゃないかとおつしやられましたけれども、やはり出すことによって市場と接する、そこで緊張関係が出てくることによって業務の効率化へのインセンティブを高める、こういうことで財投機関債を入れてきたわけでございますが、ちょっとと先ほど私、急に言われたので答弁が不確定なところがございました。午前中のところに機関債による調達コストは、国債のソブリンよりも多少はプレミアムに乗るというのはこれは当然のことでございますので、コストが高くなると。

ですから、どちらの目的をどういうふうに考えるかということはあろうかとは思いますけれども、これをやっぱり機関債とそれから財政融資資金や政府保証というものをきちっと組み合わせていくことでございまして、どれを一方的に

どんどん増やしていくとかいうことはなかなか今

の段階では方向性を申し上げるところまで至りませんけれども、正に組合せによって、それぞれいいところを組み合わせながら、財投改革の趣旨にも沿つた形で効率的な資金調達を図つていく、これが大事であるうというふうに思つておるところでございます。

○木俣佳丈君 私は、やはり財投債という丸ごとでやるよりも、機関債、要するに目的に合わせた、又はこういった目的で資金調達をするんだよという債券の出し方をしながら、それを集めて、そしてまたその中で収支相償というような形でやはりやつていく方が当然ながら私はいいというふうに思つております。それが財投改革の一つだというふうに思つております。

ただ、今回本当にそういうふうになるのかなというようなところを申し上げると、先ほどのJBICとその他というような、つまり国際金融部門で公的金融の中でもやつているものとそうでないところの差がある、又はその考え方が正反対になるわけですね。つまりは、国内金融については市場の失敗という観点から、つままりは補助が中心になつて市場ができないところを支えていくんだということであるから、要は収支については余り問わず、補助金的に出してもいいじゃないかと、こういうような発想だと思うんです。これはこれで私は大事なことだと思うんですね。ただ、要はこれが余りにも肥大化して極めて、何というんでしようか、不効率になつたので今回改革しようじゃないかと、これも分かるわけなんです。

ところが、国際部門のところを見た場合に、JBICはプラスですね、黒字になつてゐるわけで、債券自体も結局非常に日本のソブリンよりもいいレートが付いていたというふうに私は記憶しております。しかも、外債で回せるというようなことも含めて、非常に効率がいいところを効率の悪いところとくつ付けて債券を出していくというのがちよつと不可解だなと思います。これは衆議院の方でも林副大臣の方から御答弁があつたよう

に聞いております。

要するに、そこだけ切つて、海外向けには海外のものを出していくんだと、債券を出していくんだというような話だと思いますよ、だから債券を発行するからそれに対して乗つてくださいよといった例、ソニーなんかは一部そういう営業部門で起債をして、社債をやってなんというところも何があるというふうに、うなずいていらつしやるんでも多分当たつてているかなと思うんですが、そんなことも聞いたことがありますけれど、それは公的部門でそういうことをやつているところというのは世界でもあるんでしょうかね。

○副大臣(林芳正君) 突然の御質問でございますので、今答えるだけの材料を持ち合わせておりますが、プロジェクトファイナンスみたいなものは、ちょっと公的かどうか分かりませんけれども、こういう仕事をやるのでこのプロジェクトについて調達するというのは、もう民間では委員よく御承知のようにあるんですが、ちょっと公的機関については、あるかどうか調べさせていただきたいと思います。

○木俣佳丈君 政府委員の方でどなたか分かる方。

○政府参考人(鈴木正徳君) 各国ともいろいろと公的機関ございまして、例えば債券を発行する際には、その債券の目論見書でござりますけれども、そこに大体こういうような使途のために調達をするというのもございます。また、別途、これはドイツの公的機関の輸出関係のところにつきましては、アメリカの方に資金調達の子会社を置きまして、そこで発行しているような例もございまして、そこで発行しているような例もございます。

ただ、先生がおっしゃつてあるようなソニーの例のように、ある部門のところに限定をして、その債券の発行というところは、私も全部は承知しておりませんけれども、私の承知しているところではございません。

○木俣佳丈君 ですから、恐らくなかなかないだ

ね。

だから、あるプロジェクトファイナンスは、あ

るこういうプロジェクトをやりますよ、だから債

券を発行するからそれに対して乗つてくださいよ

といふ

ういうことだけ同じ価値の債券がレーティングが変わつてくるとはちょっと私も思えないわけですね。つまりは、全体が落ちていくというよ

うな感じに思うんですけども、どうでしようか。

だから非常に、そうすると一本化された機関債で出すようになるんですか、そうすると。

○副大臣(林芳正君) 衆議院で私、答弁ちょっと

今詳細には手元にありませんが、正に委員がおつしやつた、今政府委員からもあったように、社債みたいなものを出すときに目論見書というところに書くケースがあるだろうという答弁をたしかさせていただいたと思いまして、だから、例えれば

プロジェクトファイナンスというようなものを、例えば輸入部門だけのプロファイミティなものを出

すというのは想定していないわけございまして、機関はあくまで株式会社日本政策金融公庫と

して出す。ただ、その出す目論見書の中に、今回調達するお金はこういう目的に使うと

のは当然入つてくると、こういう整理でございまして、いざれにしても一番いいレートで取れ

るよううまくやつていかなければいけないわけ

でございますから、どういうふうにやつたらき

ちつとやれるのかということは、今度新しい経営陣によく御検討いただかなければいけないこと

と、こういうふうに考えております。

○木俣佳丈君 目論見書で、同じ債券でも裏を見ればしつかりその目的が書いてあるよと、そうすればレーティングも違つんだというのがあるかと

いうことですよね、簡単に言うと、多分ないんじやないかなと。私は直観的に言つてはいるだけであります。

つまりは、国内四公庫が、結局国内業務經營が

当期利益でマイナス三百十七億円になる、それに

対して国際協力銀、JBICはプラスの七百九十七億円になつてゐるということなんですね。

さつき大臣がおっしゃつたとおりなんですよ。収支相償でやりましょうと、ビジネススペースでとにかくやらなきゃいけないというJBICに対し

て、つまりは、何というんでしょう、余り返り

がないような、戻りがなくて仕方ないというの

か、市場の失敗ですから、ですから市場が失敗するようなその部分に貸し出しているところのもの

が合体して、目論見書としては後ろに、結局、国際業務のためにというようなことが書かれるのかどうか、私も債券というのもしっかりと勉強したこ

とがございませんので分かりませんけれども、そ

ういうことだけで同じ価値の債券がレーティングが変わつくるとはちょっと私も思えないわけ

んですね。つまりは、全体が落ちていくというよ

うな感じに思うんですけども、どうでしようか。

○副大臣(林芳正君) 衆議院でもかなり専門的な御議論があつたところでございますが、こういう

公的な機関の公社債的なものになりますでしょ

うか、その格付をするときに一体どういうふうにア

ナリストのような人や格付機関が見るかという考

え方の中に二つあるそうでございまして、一つはトップダウン方式といつて、政府との距離がどう

いうふうになつてているのかと。要するに、何か赤

が出て償還可能性にちょっと懸念が生じたとき

に政府が何かしてくれるとかという観点で、その機

関の内容やその目論見書をどうするかというのよ

りもそちらを重視すると。償還確実性があれば

レートは低くてもいいわけですから、その考え方と、もう一つは正にボトムアップで、そこの機関をきちっと見て、民間でやつてているようなことをやつて格付をすると、こういう二つの考え方があ

るようございまして、そのことを衆議院の議論

でも申し上げたわけございますが。

そうすると、目論見書にどう書くかというの

は、どつつかというとボトムアップの考え方に対応してやつていく方向であろうと、こういうふう

に思いますし、一方でトップダウンの考え方を取れば、この收支相債のところとそれから収支差補給入れるところのことを区別で勘定しますけれども、最終的には一緒になる、一つのことになるということを格付機関やマーケットがどういうふうに受け止めるかと、こういうことになるかというふうに考えておるとこでございます。

○木俣佳丈君 この辺り十分注意をいただいて頑張つていただきたいなということを加えたいと思いますし、やはりJ-B-I-Cの一つのブランドといいますし、やはりJ-B-I-Cの一つのブランドといいます。イメージで起債をされているというふうに聞いておりますので、ですから、そのブランドが傷付かないようなやり方をやはりしていただくというのは非常に大事ではないかと思います。

続きまして、中小企業問題でございます。

午前中もいろいろありましたけれども、片方で国内の公的金融というのは、市場の失敗、つまり市場の経済に任せておくと余りにもそのリスクといいうものが分かりにくいがゆえに、淘汰されていくというか、無用に淘汰されていくところと有用に淘汰されていくところと両方あると思うんです。が、一番大事なことは、やはり、百年前のトヨタは井桁商会なんですね。つまり、本当にちよつとした芽、あらゆるもののが初めは小さい芽だと思いませんけれども、特別なもの以外は、その本当に小さな芽、井桁商会がトヨタになり、昨日、おとといですか、昨日かな、二兆円の経常を出したという、これは物すごいやはりことだというふうに思いますし、地元でござりますので大変誇りに思う気持ちがあるわけあります。

そういう意味で、何が言いたいかというと、確かに市場が失敗というのは、つまり余りにも市場原理、原理というより原理が働かないということがだと思います。情報の非対称があつて、つまりは良きものではないかというものだけれども、リスクが測れないからそこに貸し込めないと、こういうような話だと思うんですねけれど、そういった

ものや、又は社会的に弱い立場に構造的になつてしまつて、今ここでだと消えてしまうと大変な社会不安が発生するからこそ、そこは何とか福祉的な要素を持つて助けなきやいけないという観点をいただくと、こういうことになるかというふうに考えておるとこでございます。

○木俣佳丈君 この辺り十分注意をいただいて頑張つていただきたいなということを加えたいと思いますし、やはりJ-B-I-Cの一つのブランドといいますし、やはりJ-B-I-Cの一つのブランドといいます。イメージで起債をされているというふうに聞いておりますので、ですから、そのブランドが傷付かないようなやり方をやはりしていただくというのは非常に大事ではないかと思います。

片方で、私、公的金融の役割というのは、それと同時に、何というのかな、今度は市場の失敗じやなくして政府の失敗という言い方でしようかね。つまりは、本来であれば市場がやるというこことなんでしょうが、それよりちょっと先に行つて、例えば技術の特許に対する融資をするなども、こういったところができるばそりいつたところもできるようになります。

も、その今の私が言おうとしたのをちょっとと先に言つてしましましたけれども、何というかな、本來、だつたらもつと、ちょっとと先のことをやることによって、例えば技術の特許に対する融資をするとか、少しずつ政府が中公とかでやつてあるような、民間ではやれないようなことをちょっとと先んじて手を打つていくというようなやり方を是非やってもらわなきやいけないというふうに私は常々思つて今までも議員活動させていただいてまいりました。

いろいろ知財の話なんか、今技術の話、知財の話もしましたけれど、知財の担保、知的財産についての担保の融資というものが、中公にしても国金にしてもこれはゼロなんですね、実際。制度としてはできているけれども、実際の実績はゼロということなんですね。こういったことに対しても、これは、だから多分政務官に伺う、どなたに伺うあれですか、じゃ、ちょっとと政府から御答弁いただきたいと思いますが。

○政府参考人(近藤賢二君) お答えを申し上げます。

今先生からお話をございましたような、例えば知的財産を担保にとか、それからその中小企業が持つっているノウハウとか、中小企業独自の技術、創設をいたしました。その後、その制度創設以降十九年二月まで、約六年弱でございましょうか、の間で約五万四千件、一兆二千億円の保証を実施し、着実に実績を伸ばしているところでございま

だつたと思うんですね。

片方で、私、公的金融の役割というのは、それと同時に、何というのかな、今度は市場の失敗じやなくして政府の失敗という言い方でしようかね。つまりは、本来であれば市場がやるというこことなんでしょうが、それよりちょっと先に行つて、例えば技術の特許に対する融資をするなども、こういったところを今始めたところでございまして、もし御質問がありましたらもう少し細かくお話をいたしますが、例えば売り掛け債権の方もやつと今一兆円規模の状況にはなりました。ただ、まだまだそこは十分ではございません。さらに、動産担保のところも、今年の信用保険法の改正を今御審議をいただいておりますけれども、こういったところができるばそりいつたところもできるようになります。

も、その今の私が言おうとしたのをちょっとと先に言つてしましましたけれども、何というかな、本來、だつたらもつと、ちょっとと先のことをやることによって、例えば技術の特許に対する融資をするとか、少しずつ政府が中公とかでやつてあるような、民間ではやれないようなことをちょっとと先んじて手を打つていくというようなやり方を是非やってもらわなきやいけないというふうに私は常々思つて今までも議員活動させていただいてまいりました。

いろいろ知財の話なんか、今技術の話、知財の話もしましたけれど、知財の担保、知的財産についての担保の融資というものが、中公にしても国金にしてもこれはゼロなんですね、実際。制度としてはできているけれども、実際の実績はゼロということがあります。こういったことに対しても、これは、だから多分政務官に伺う、どなたに伺うあれですか、じゃ、ちょっとと政府から御答弁いただきたいと思いますが。

○政府参考人(近藤賢二君) お答えを申し上げます。

今申し上げおりました売り掛け債権、少し細かく申し上げますと、御指摘のとおり平成十三年でござります。もう大分前でござりますけれども、売り掛け債権担保の融資保証制度というのを創設をいたしました。その後、その制度創設以降十九年二月まで、約六年弱でございましょうか、の間で約五万四千件、一兆二千億円の保証を実施し、着実に実績を伸ばしているところでございま

ただ、中公にしても全部が足が長いローンかと

いうと、私はそうではないというふうに思いますので、例えば今、DIPファイナンスの話だと思

いますけれども、そういったことについてはやはり積極的に、今本当は始めるのはちょっと遅いと思つてますけれども、そういったことについてはやはり積極的に、今本当は始めるのはちょっと遅いと思つてますけれども、始めに実績を伸ばしたいな

うふうに思います。

さらに、この売り掛け債権担保融資についての

問題は、債権譲渡特約の解除という問題があつて、これは公的なものについてはできるわけあります。しかし譲渡できないというのが基本的には契約のときには書いてあるわけで、これについて解除をしなければ九十兆の売り掛け債権が流動しないというよう思うんですが、これを何とかしようというような気持ちはありませんか。

○政府参考人(近藤賢二君) お答え申し上げます。

今先生おっしゃいましたように、売り掛け債権を有効に活用していくために恐らく問題になるのが、今先生御指摘のございました債権譲渡の禁止特約、それからあと、そんなにこういうものまで担保にしないとお金借りられないのかというようなことで、この会社は危ないんじゃないかなということで、そういう変な風評が立つてしまう、この二つが大きな問題としてござります。

まず、先生御指摘のございました債権譲渡禁止特約の問題につきましては、例えば官公庁の契約についてはもう既に特約を解除しております。各事業者団体や経済団体、経團連とか日本商工会議所、さらには地方公共団体に對して特約の解除を要請してまいりまして、今、着実に債権譲渡禁止特約の問題については改善しつつあるという状況だと思っております。

それから、風評被害の点についても少しだけ申し上げますと、こういったものを使うことは決して変わることではないし、正当な資金の調達手段なんですよということを広報活動等を今やつておるところでございまして、だんだんにこの制度の利用拡大とともに、こういう風評被害のようものが起こらないような認識が広まっていくような、そういう広報活動もしっかりとやつていきたと考えているところでございます。

○木俣佳丈君 次の質問でありますけれども、教育ローンの関係にしたいと思います。

これは国金、国民生活金融公庫の教育ローンが大変低利で使いやすいということであるようでございまして、平成十七年末で貸出しが百二十一万

件で、金額だと一兆九千四億円というような形で大変有効に使われて、有効にというか、大変たくさんの方々に使われていると思っております。

この上限の給与所得というのが、今九百九十万円以内、事業者所得は七百七十万円以内というこ

とになるわけでありますけれども、これが例えば大学や高校生を抱えるような夫婦、うちでも四人ありますから、例えば四人一組はありませんけれども、三人が大学生にならじやどうなののかとかいうのを考えたときに、やはりなかなか、それで高いのかなというような感じもしたりもするわけがありますが、今回、所得制限の幅を政令で定めるということを書いてございますので、いや、ひょっとしたら相当下がるんじゃないかといふ不安もありますし、これはある種、福祉の世界の話だと思うんですけども、現在の国金の金利が二・三%、民間の学資ローンなどは三から六%、さらには変動というのが多いわけなんですね。ですから、そういう意味でいうと、相当不安に思つていらっしゃるのか、お答えいただければと思います。

○大臣政務官(椎名一保君) 木俣先生の御懸念、御指摘、大変もつともなことだと思います。これから、衆議院の教育特でも御答弁させていただきまして、たけれども、今回の政策金融公庫の改革でございまますけれども、一つには民業補完という大きなテーマを持つていると、しかし、それを推し進めるためにもう一つの最も大切な教育や子育て、その経済援助ができなくなるという、民の方から借りる政府というのはどういうふうにお考えなのか、お答えいただければと思つています。

○大臣政務官(高木美智代君) ただいまお話し合い申上げましたけれども、十分調査し、検討し、そういうことがないよう配慮をしていきました。○木俣佳丈君 今のお話は、基本的には所得制限等々は今より大幅に下がるということはないといふことによろしいですか。

件で、金額だと一兆九千四億円というような形で大変有効に使われて、有効にというか、大変たくさんの方々に使われていると思っております。

この上限の給与所得というのが、今九百九十万円以内、事業者所得は七百七十万円以内ということになるわけでありますけれども、これが例えば大学や高校生を抱えるような夫婦、うちでも四人ありますから、例えば四人一組はありませんけれども、三人が大学生にならじやどうなののかとかいうのを考えたときに、やはりなかなか、それで高いのかなというような感じもしたりもするわけがありますが、今回、所得制限の幅を政令で定めるということを書いてございますので、いや、ひょっとしたら相当下がるんじゃないかといふ不安もありますし、これはある種、福祉の世界の話だと思うんですけども、現在の国金の金利が二・三%、民間の学資ローンなどは三から六%、さらには変動というのが多いわけなんですね。ですから、そういう意味でいうと、相当不安に思つていらっしゃるのか、お答えいただければ思います。

○大臣政務官(椎名一保君) 木俣先生の御懸念、御指摘、大変もつともなことだと思います。これから、衆議院の教育特でも御答弁させていただきまして、たけれども、今回の政策金融公庫の改革でございまますけれども、一つには民業補完という大きなテーマを持つていると、しかし、それを推し進めするためにもう一つの最も大切な教育や子育て、その経済援助ができなくなるという、民の方から借りる政府というのはどういうふうにお考えなのか、お答えいただければと思つています。

○大臣政務官(高木美智代君) ただいまお話し合い申上げましたけれども、十分調査し、検討し、そういうことがないよう配慮をしていきました。

○木俣佳丈君 今のお話は、基本的には所得制限等々は今より大幅に下がるということはないといふことによろしいですか。

ましたとおり、子供を複数教育しておられるとか住宅ローンを併せてお支払いしているとか、そういったこともございますので、そういったことを踏まえて、困ったことにならないように配慮をしていきたいというふうに考えております。

○木俣佳丈君 民間に移管するべきものでも、例えば住宅ローンのよう、何というんでしようか、非常に安定性が高いというか返済率が高いとかいうのと、そういうのを考えたときに、やはりなかなか、それが上位に選ばれることがあります。大学や高校生を抱えるような夫婦、うちでも四人ありますから、例えば四人一組ではありませんけれども、三人が大学生にならじやどうなののかとかいうのを考えたときに、やはりなかなか、それで高いのかなというような感じもしたりもするわけがありますが、今回、所得制限の幅を政令で定めるということを書いてございますので、いや、ひょっとしたら相当下がるんじゃないかといふ不安もありますし、これはある種、福祉の世界の話だと思うんですけども、現在の国金の金利が二・三%、民間の学資ローンなどは三から六%、さらには変動というのが多いわけなんですね。ですから、そういう意味でいうと、相当不安に思つていらっしゃるのか、お答えいただければ思います。

○大臣政務官(椎名一保君) 木俣先生の御懸念、御指摘、大変もつともなことだと思います。これから、衆議院の教育特でも御答弁させていただきまして、たけれども、今回の政策金融公庫の改革でございまますけれども、一つには民業補完という大きなテーマを持つていると、しかし、それを推し進めるためにもう一つの最も大切な教育や子育て、その経済援助ができなくなるという、民の方から借りる政府というのはどういうふうにお考えなのか、お答えいただければと思つています。

○大臣政務官(高木美智代君) ただいまお話し合い申上げましたとおり、商工中金につきましては、七十年間の長きにわたりまして中小企業との信頼関係、そしてまた中小企業に対する事業評価の能力を培つてきております。そうした経営資源をフル稼動いたしまして、完全民営化になりました後も中小企業向け金融機関としての役割を引き続き

担つていただきたいと思つております。また、そのことが日本の九九・七%を占める中小企業にとりまして重要なことと考えております。

そうしたことなどを踏まえまして、行政改革推進法においては、完全民営化に当たりまして、金融機能の根幹が維持されることとなるよう必要な措置を講ずるものとされており、また昨年同法の附帯決議におきましても、制度的に措置することと、こうした方向性を担保されております。

○大臣政務官(椎名一保君) 先生からお話をござい

ましたとおり、子供を複数教育しておられるとか住宅ローンを併せてお支払いしているとか、そういったこともございますので、そういったことを踏まえて、困ったことにならないように配慮をしていきたいというふうに考えております。

○木俣佳丈君 民間に移管するべきものでも、例えれば住宅ローンのよう、何というんでしようか、非常に安定性が高いというか返済率が高いとかいうのと、そういうのを考えたときに、やはりなかなか、それが上位に選ばれることがあります。大学や高校生を抱えるような夫婦、うちでも四人ありますから、例えば四人一組ではありませんけれども、三人が大学生にならじやどうなののかとかいうのを考えたときに、やはりなかなか、それで高いのかなというような感じもしたりもするわけがありますが、今回、所得制限の幅を政令で定めることなく中小企業向けの金融機関であり続いていると私も確認したいというふうに思つてお

ります。そこで、どの程度下がるのか、まだどういうふうに考

えているらっしゃるのか、お答えいただければと思つています。

○大臣政務官(椎名一保君) 木俣先生の御懸念、御指摘、大変もつともなことだと思います。これから、衆議院の教育特でも御答弁させていただきまして、たけれども、今回の政策金融公庫の改革でございまますけれども、一つには民業補完という大きなテーマを持つていると、しかし、それを推し進めるためにもう一つの最も大切な教育や子育て、その経済援助ができなくなるという、民の方から借りる政府というのはどういうふうにお考えなのか、お答えいただければと思つています。

○大臣政務官(高木美智代君) ただいまお話し合い申上げましたとおり、商工中金につきましては、七十年間の長きにわたりまして中小企業との信頼関係、そしてまた中小企業に対する事業評価の能力を培つてきております。そうした経営資源をフル稼動いたしまして、完全民営化になりました後も中小企業向け金融機関としての役割を引き続き

らのファンデンドとか、そういう形にならないような仕組みを考えていく、そういう方向で検討を進めいくことになろうかと思っているところでござります。

○木俣佳丈君 最後にになりますけれども、市場の失敗、政府の失敗とかいろんな話をさせていただきましたけれども、金融のあるべき姿というのは各国各様で、なかなかこれが決定版であるというのは言えないというふうに思います。ですから、時と場合によってはやはりスクラップ・アンド・ビルトが必要だということはもちろん思いますが、今回もある意味で間違いないような形になつていただきたいと思います。

ただ、先ほど冒頭の方で申しましたように、十一年間で五回もこれがくるくる変わつたり、システムをいじつてようやくできたら、いや、それは使いませんから捨ててくださいと、もう一回戻しますなんていう話があつたりという中で、もうちょっとと言いますと、給与も実はこの八機関で大分差がございますよね。余りそういうことは言わないようにしようかなと思つたんですが、実は相当ありますよね。都市銀行より上ぐらゐのクラスとそうでないところとやっぱりありますから、そろすると、一緒になつたらこれ給与つてどうなるのかななんて言う方も私の友人にも多くおりまして、そういう中でやつていくというのは非常に難しいというふうに私は思つておるんですね。

やっぱり人と金と情報ですね。これはどこの企業でも同じかもしれません、やはりバンカーの氣概でやつていくといふことからすると、今回、これが合併するのがふさわしいかどうか、私はやはりちよつと難があるんじゃないかなということだけ結論として言わさせていただきまして、質問を終わりたいと思います。

○風間赳君 公明党の風間でございますけれども、まず最初に大臣に、ちよつとここは押されておかなきやならないかと思いますのでお伺いします。

今回のこの政策金融機関の再編というのは、特

殊法人改革における最後のやつぱり大きな改革だと認識しております。ただ、特殊法人改革法案は去年の三月末で失効していますからあれなんですけれども、この今回の金融公庫法案の政策金融改革をもつて特殊法人改革が終結するというふうな認識でありますけれども、じゃ一体、これまでの特殊法人改革というのは、国民にどういう経済波及あるいは財政負担の減少などを含めていたらしめたかということを明らかにしておく必要があるんでないかというふうに思いますので、この点、ビルトが必要だということはもちろん思いますが、今回もある意味で間違いないような形になつていただきたいと思います。

○國務大臣(渡辺喜美君) 特殊法人改革につきましては、官から民へという流れの下で公的部門をスリム化をする観点から行つてまいりました。平成十三年に策定をしまして特殊法人等整理合理化計画に沿つて進めてまいりました。

改革対象である百六十三法人のうち、約八割強の百三十七法人について廃止、民営化、独法化等の措置を講じてまいりました。財政支出面では、約一兆八千億円削減をしておりました。残り二十六法人のうち二十一法人の措置内容は既に決定を見ております。今御審議をいただきます。残り二十六法人のうち二十一法人の措置内容は既に決定を見ております。今御審議をいただいている法案もその流れの一つでございます。

○風間赳君 分かりました。

今度のこの新しい、新公庫における組織の問題でありますけれども、先ほどは役員の方に関する質疑がありましたけれども、政策金融の性質上といいましょうか、実施機関であるということからすると、私は独立行政法人の方がふさわしいといふふうに思う部分もあるんです、実は。

だから、今回株式会社にするということの、独法か株式会社かというと、どちらもそれぞれ長い短あると思うんですけれども、なぜ株式会社にするんですかと、こう聞かれたときに、端的にこうしたことだから株式会社というふうに言えないと困ると思うんですけれども、そのところをちょっとと教えていただきたいと思うんですけども。

○政府参考人(大藤俊行君) 新公庫の組織形態についてのお尋ねでございますけれども、新公庫の法人形態につきましては、強固なガバナンスを発揮しつつ、透明性の高い効率的な事業運営の実現を目標としておられます。総理のブレーンの方からは、ゼロベースで百一独法法人、全法人を対象に見直しを行うべきであると、年内を目指しておられました。総理の指示をいたしましたが、この結果、新公庫が株式会社になるわけですから、株

いう要請を受けております。私の方からは、大変に重い課題だけれども、全力を尽くしてやつてまいりたいというお答えをしたところでございます。

○風間赳君 意気込みは分かりましたが、いつまで大臣やれるか分かりませんから、どこまで現在の時点でもやれるのかというところは、ちょっとと示していただければ有り難いと思いますけれども。

○國務大臣(渡辺喜美君) 現在の時点では、先ほど申し上げましたように、百六十三法人のうちの八割強、百三十七法人について既に廃止、民営化、独法化等の措置を講じたところでございました。財政支出にして一兆八千億円削減をしております。残り二十六法人のうち二十一法人の措置内容は既に決定を見ております。今御審議をいただいている法案もその流れの一つでございます。

○風間赳君 分かりました。

今度のこの新しい、新公庫における組織の問題でありますけれども、先ほどは役員の方に関する質疑がありましたけれども、政策金融の性質上といいましょうか、実施機関であるということからすると、私は独立行政法人の方がふさわしいといふふうに思う部分もあるんです、実は。

だから、今回株式会社にするということの、独法か株式会社かというと、どちらもそれぞれ長い短あると思うんですけれども、なぜ株式会社にするんですかと、こう聞かれたときに、端的にこうしたことだから株式会社というふうに言えないと困ると思うんですけれども、そのところをちょっとと教えていただきたいと思うんですけども。

ただ一方、先生御指摘のように、なぜ独立行政法人としなかったのかということでございますけれども、独立行政法人の基本的な特徴といたしまして、中期業務計画の範囲内で、毎年度の予算認可を行わず、経営者の運営の裁量を持たせるという点がございます。

しかし、既に御説明させていただいたように、新公庫につきましては、日々の経済情勢を踏まえまして、迅速的確に政策金融を適切に遂行するため毎年度の事業予算の国會議決等を行うことが適切であるという面もございます。こういった点でも独立行政法人というのではなくて、独立行政法人といふふうに考えまして、基本的には会社法に従いながら所要の措置を講ずるということで特殊会社という形態にさせていただいたということでございます。

○風間赳君 国民の側からするとやつぱり非常に分かりづらい。もうちよつとクリアカットにばんと言つてもらえれば有り難いと思いますけれども、それ研究してください、済みません。実際にい、結論としては株式会社としているところでございます。

具体的には、株式会社といたしまして、運営は基本的に会社法に従い、それから民間企業会計や会計監査による監査の実施、あるいは会社法に基づくディスクロージャー、それから取締役会や監査役による企業的組織運営による透明性の高い効率的な運営を目指すということにしたところでございます。

ただし、政策上必要な業務の的確な実施という観点から、新公庫は引き続き毎年度国会の議決を経て、必要な財政支援を受けて業務を的確に実施担保するために、本法案におきましては、会社法をベースとしながらも、まず国は新公庫の株式の総数を常時保有しなければならない、また国が引き続き資金調達について支援をし得る、予算について国会の議決を受けること等の規定を設けたところでございます。

式会社といつても特殊会社でしようけれども。

そこで、株式会社にすることになると、将来的に、政府に株式全額保有ということになるわけですから、株式会社にしたということで全額保有を見直す可能性があるんでないかというまた疑問も出てくると思うんです。この部分についてはもうちょっとときちつと、やっぱり今後、今回の法が成立して動かしていって、法律を見直さざるを得ないような状況が出てこないとも限らないわけで、そのようなことも検討対象になるのかも含めて、そんなことはないという顔をしていますけれども。

○政府参考人(大藤俊行君) いずれにしても、今回の新公庫につきましては、専ら国の政策を実施するための機関でありまして、その業務の遂行に当たつては国が最終責任を負っていること、あるいは資金調達等国が必要な財政等の支援を行うことというようなことから、国が一〇〇%出資をするということで、常時全株式を保有し続けるということにしているところでございます。これは、法律の第三条に、政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有しないなければならないということで明記をしているところでございます。

したがつて、法律上は、新公庫成立後に株式を民間に売却することを想定して立法しているものではないということをございます。

○風間祐君 想定してというよりもあり得ないということです。法律でちゃんと決めているんだから。

○政府参考人(大藤俊行君) 法律の改正ということになりましたらそこはあり得るということだと思いますが、法律上明記をして、そこを明らかにしているということでござります。

○風間祐君 次に、人事についてお伺いしたいんですが、今日はそれぞれ三公庫の総裁始め理事の方にわざわざおいでいただきましたこと、申し訳ございません。感謝申し上げます。

要するに、國金の方々はそれこそ五千人近くいらっしゃる、また中小公庫の方々も二千人ちょつ

といらっしゃる、農林公庫の方々も約九百人ぐら

いぢよつといらっしゃる中で、新しい会社になつたときに、ますこの方々をどうするのかという話と、どうするのかというの、新しい今度会社、新公庫の職員になると思うんですけども、そのときに新規採用をするための条件とかあるいは配属の仕方とかという、非常に工夫が要るんじやないかというふうに思います。新しい会社にまだなつてないから、なることを前提にして今それを公庫の総裁始め代表の方に来ていただいたんと、ちょっと意見をいただければ有り難いと思うんですけども。

○國務大臣(渡辺喜美君) まだできておりませんので、私の方から答えていただきます。

その際、新規採用の要件、配属については、行政推進法において国内と国際部門ごとに専門能力を有する職員の配置及び育成を可能とするとされることは、新公庫が決めます。

また、御指摘のように、統合後の支店窓口においては、専門性などを総合的に勘案して、新規採用の要件、配属の具体的な組みをつくることが必要であると考えます。給与につきましては、業務の内容、専門性あるいは各機関における現行の給与体系などを総合的に勘案し、対外的にきちんと説明できるものにする必要であると考えておられます。

新公庫の管理運営に当たつては、強固なガバナンスの下で、一体的かつ効率的な組織運営が図られ、新公庫の役職員が一体感と高い士気を持ち、その能力を十分發揮できるような環境を整備する

ニングと言うと失礼な言い方か、専門性を持つ仕事をしているんだから。ただ、國金の方々も例えれば中小、あるいは中小の方々も農林の業務を携わざるを得ない部分というのは当然出てくること

がありますから、それに対してどういう、言わば相互の研修を含めてやるかということは極めて重要な課題だと思いますけれども、そこについての考え方を伺いたいと思います。

○参考人(薄井信明君) 新公庫が担うことになります四つの融資業務、それぞれ利用者の業種だから、あるいは企業規模とか、あるいは融資の単価、それから融資先数、大きく異なつております。したがつて、その業務遂行にはそれぞれの専門能力が必要とされます。このため、昨年決定されました制度設計においては、利用者の利便性の維持向上とともに、専門性の維持強化が求められております。したがつて、新公庫におきましても、基本的には利用者の方々のそれの資金需要の態様に応じまして現在の各機関の職員が対応していくというのが基本かと思います。

ただ、御指摘のように、統合後の支店窓口において混亂してしまうとか、御迷惑を掛けてしまうということがあつてはいけません。そのためにも、御指摘のような準備が必要かと思つております。

このよつた認識の下で、今後検討されます店舗統合の状況、どういう店舗統合になるか、あるいは職員配置の状況、これも今後の一年半で考えなければなりませんが、それらを踏まえまして円滑な窓口対応ができるよう、職員研修等も含めて、他機関と協議し検討を進めてまいりたいと考えております。

○風間祐君 國金の総裁から、一番お店の多いところからの答弁があつたので、むしろ私が心配なのは、例えば最も少ない支店を持ついらっしゃる農林公庫なんかは二十二か三でしょう、いや、それがいいとか悪いとかの話じゃなくて、極めて

を含めるともうぢよつと、何というんですかね、相互の業務のありようというのは相当緻密に体制を取つていく必要があるんじやないかと思います

けど、その辺について、これから協議と思いますけれども、今の時点でお考えがあれば伺いたいと思いますけれども。

○参考人(坂野雅敏君) 今後の対応でございます。新公庫になりましても、農林漁業向け融資というのはかなり専門性、独自性もござりますので、それに支障を来さないように、基本的に農林漁業政策や生産現場の実態に熟知した人材、そういった者による融資対応を行わざるを得ないと思います。

○参考人(坂野雅敏君) 今後の対応でございます。新公庫になりましても、農林漁業向け融資というのはかなり専門性、独自性もござりますので、それに支障を来さないように、基本的に農林漁業政策や生産現場の実態に熟知した人材、そういった者による融資対応を行わざるを得ないと思います。

新公庫のなります。新公庫が担うことになります四つの融資業務、それぞれ利用者の業種だから、あるいは企業規模とか、あるいは融資の単価、それから融資先数、大きく異なつております。したがつて、その業務遂行にはそれぞれの専門能力が必要とされます。このため、昨年決定されました制度設計においては、利用者の利便性の維持向上とともに、専門性の維持強化が求められております。したがつて、新公庫におきましても、基本的には利用者の方々のそれの資金需要の態様に応じまして現在の各機関の職員が対応していくというのが基本かと思います。

ただ、御指摘のように、統合後の支店窓口において混亂してしまうとか、御迷惑を掛けてしまうということがあつてはいけません。そのためにも、御指摘のような準備が必要かと思つております。

このよつた認識の下で、今後検討されます店舗統合の状況、どういう店舗統合になるか、あるいは職員配置の状況、これも今後の一年半で考えなければなりませんが、それらを踏まえまして円滑な窓口対応ができるよう、職員研修等も含めて、他機関と協議し検討を進めてまいりたいと考えております。

○風間祐君 國金の総裁から、一番お店の多いところからの答弁があつたので、むしろ私が心配なのは、例えば最も少ない支店を持ついらっしゃる農林公庫なんかは二十二か三でしょう、いや、それがいいとか悪いとかの話じゃなくて、極めて

以上です。

○風間祐君 分かりました。

組織形態もさることながら、勘定を分ける、業務ごとに分けるということについてもまたいろいろ議論これまであつたと思うんですけれども、一体化しない、分けるということではどんぶり勘定を避けたということで理解できるわけですが、ども、一方で、統合は今度不徹底だという指摘もないわけではない。

そういう意味で、勘定を分けたことによる、メリットの方が大きいと思うんだけれども、デメリットも実はないわけじゃないと思うんだけれども、ここについてはどういうふうにとらえたらいいですか。

○政府参考人(大藤俊行君) 先生からの御指摘でございます。まず、新公庫は零細事業者への貸付けから国際金融まで多様な業務をつとめています。政策の実施の透明性の観点を図るために勘定区分を行つたわけですが、それで、各政策分野に責任を持つ主務大臣がきちんと業務実施を監督していくことにしたわけでございます。

しかしながら、先生御指摘のように、そういうことになりますと、とかく勘定を分けることによって縦割りの運営になつてしまふのではないかという懸念もあり得るのではないかと思いますけれども、これにつきましては、そういうふうにとらえるのではなく、業務に関するところにありますと、とかく勘定を分けることによって、新公庫の運営に当たつては、新公庫が強固なガバナンスの下で一体的かつ効率的な組織運営と、そのをまず図るということとともに、業務に関するノウハウの共有でありますとか、新規創業の支援や事業再生支援といった共通の課題について連携して取り組むとか、それから共通の管理部門等については積極的に一元化を図つていくとか、そういったようなことによつて、そういうふうにとらえることがありますから、P.R.をさせていただきます。

いうことだと思つております。

また、各主務大臣におかれましても、緊密に連携をされて新公庫の一体的な組織運営が図られるよう指導監督を行つていくことが必要であると考えております。行政改革推進本部といいましても、運営の在り方等につきまして、いやしくも縦割りというふうなことが言われることが多いです。

○風間祐君 利益が出た場合の余剰金ですけれども、全額国庫納付ということですが、株式会社ということであれば配当という形で当然還元、利益がされるというのが筋なんですねけれども、これを国庫納付にするとなると、形態は株式会社、しかし得たお金は配当しないで国に入れます。そこで、言わば何となくどつちなんだ一体という違和感がやつぱりあると思うんですね。その要するに整合性、きちっとやっぱり説明することが必要だと思いますけれども、株式会社の在り方と国庫納付との整合性をどう説明付けるのかということを教えてもらえば。

○政府参考人(大藤俊行君) 繰り返しになりますけれども、新公庫につきましては、効率的な業務運営の実現を図るとともに、政策上必要な業務の的確な実施を図るため特殊会社としたわけでございます。

それで、会社法としてガバナンスの強化等に資する面につきましては、できるだけそれによるところになりますと、確かに確保しながら、新公庫の運営に当たつては、新公庫が強固なガバナンスの下で一体的かつ効率的な組織運営というのをまず図るということとともに、業務に関するノウハウの共有でありますとか、新規創業の支援や事業再生支援といった共通の課題について連携して取り組むとか、それから共通の管理部門等については積極的に一元化を図つていくとか、そういったようなことによつて、そういうふうにとらえられることがありますから、P.R.をさせていただきます。

ついては政府全額保有を義務付けているところでございます。

このように、新公庫は国の全額出資の下で國からの支援措置が引き続き講じられる機関でございますので、こういった下で株式配当というようなことを行うというのは必ずしも適切であるとは考えられませんので、民間の株式保有者というようなことがもしありますと、それにつきましては、国が株式を全額保有した上で、配当ということはなくて、剩余金が生じる場合には必要な内部留保を行つた上で残額はすべてきちんと国庫納付にさせるということで措置をさせていただきたいということです。

○風間祐君 分かりました。

この法律が施行された後は、今は渡辺行政担当大臣の手を離れてしまうわけで、要するに業務ごとに勘定分かれ、また主務大臣も業務ごとにになっているわけでありますけれども、新公庫、この新会社が一体として運営していくということは、言わばそれぞれの社長が五人も六人もいるところ、主務大臣がいらっしゃるわけだから。いや、そういうふうにとらえることもできるわけで、そうすると、本当に業務ごとの主務大臣間の、先ほど大藤さんもおつしやついていましたけれども、連携調整の、何といいましょう、ガイドラインを出すなんということはそれはおこがましいかもしれませんけれども、方向性だけはきちんと今の行革大臣が示しておく必要があると思います。これがないと、本当に大変調整がうまくいかないでないかと思いますけど、ここは大臣にはきちんと今の行革大臣が示しておくる必要があります。これがなれば、本当に引継ぎをきちっとやっていくことが大事だと思いますので、よろしくお願ひします。

○風間祐君 このことはしっかりとやつておかないと、本当に引継ぎをきちっとやっていくことが大事だと思いますので、よろしくお願ひします。

○風間祐君 この法案そのものがある意味では民業補完といふことは一つの大好きな役割だと思いますけれども、新しい会社になつて、例えば、さつきもお話を聞いていましたけれども、中小企業者への一般貸付けだと、あるいは食品製造業への貸付けだとありますけれども、実際に、じや国内の、先ほどか、生活衛生関連では生活資金の貸付けが縮小あるいは廃止という方向になつていているというふうにありますけれども、実際に、じや国内の、先ほどか、生活衛生業者が大臣は十六業者とおつしやつてきましたが、実際に民間の手が挙がつてくるのかどうか、そのまま挙がつてくるのかどうかといふのが一つ懸念です。挙がつてこなかつたら、それがこそ民業補完業務を果たせることになるわけですから、ここについての懸念は本当にないのか、やっぱりちょっと心配なものですから、伺つておきたいと思いますけれども。

○政府参考人(鈴木正徳君) ただいま委員御指摘の国庫納付のところにつきましても、通常の会社であれば株式配当という形になるわけですが、ますけれども、新公庫におきましては政策上必要な業務を国が責任を持つて実施するということことで、予算の国会議決を経て必要な財政措置を講じるとともに、財政融資金の借入れ、政府保証による資金調達を行うというようなことで、株式によつておきますから、P.R.をさせていただきます。

その上で、やはり御指摘のように、施行後の運営の在り方について、これは縦割りじゃないかと言われる方が多いように思っていかなければなりません。その点はしっかりと見てまいります。

また、各主務大臣間で緊密に連携をするというのもこれも当然のことだと思います。新公庫の一体的な組織運営が図られるよう指導監督を行つていくことは政府としては全く当然のことであると考えております。

行政担当の立場から申し上げますと、行政減量化・効率化会議というのがございます。ここに近々ワーキンググループを設けまして、こういった問題について検討をしてまいりたいと考えております。

この法案そのものがある意味では民業補完といふことは一つの大好きな役割だと思いますけれども、実際に、じや国内の、先ほどか、生活衛生業者になつて、例えは、さつきもお話を聞いていましたけれども、中小企業者への一般貸付けだと、あるいは食品製造業への貸付けだとありますけれども、実際に、じや国内の、先ほどか、生活衛生業者が大臣は十六業者とおつしやつてきましたが、実際に民間の手が挙がつてくるのかどうか、そのまま挙がつてくるのかどうかといふのが一つ懸念です。挙がつてこなかつたら、それがこそ民業補完業務を果たせることになるわけですから、ここについての懸念は本当にないのか、やっぱりちょっと心配なものですから、伺つておきたいと思いますけれども。

○政府参考人(鈴木正徳君) ただいま委員御指摘ございました生活衛生関係、これはまずしっかりと残すということどころでございますけれども、今回おきたいと思いますけれども、この政策金融改革の議論の中での分野を残すかという議論を慎重にしたわけでございます。その

	<p>議論の過程で、民間金融機関の方から、不良債権処理の進展や金融技術の高度化により民間金融機関の中小企業金融の分野に対する取組が進んでいって融資体制が整いつつあると、また、無担保無保証融資の拡大など、金融サービスの内容についても多様化しているという認識が民間金融機関の方から示されたところでございます。</p> <p>あわせまして、現在の状況を見ますと、例えばスコアリングモデルを活用した民間金融機関の商品による融資につきましても、平成十五年、十四万件、一兆円の実績から、十七年度には二十五万件、二兆六千億の実績へ増加をしているところでございます。</p> <p>私も、まず、このような廃止、縮小される分野につきましては民間金融機関の方からもこういうことができるという認識が示されたところでござりますので、ますもってしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○風間赳君 中小企業者向け業務について、信用保険業務とともに、現在でもやっている証券化業務に加えて、リスク補完契約（CDS）とありますけれども、これは法律上はCDSという言葉は出てこないんですが、十一条二項の別表第二、また別表を見てみると、それぞれ国金、農林公庫、中小公庫の部分で別表に出ているんですけれども、リスク補完契約って一体何なのかちょっと教えてもらいますか。</p> <p>○政府参考人（鈴木正徳君） 先生が御指摘のリスク補完契約、CDS、クレジット・デフォルト・スワップ契約でございますけれども、このCDS契約というのは、最近特にこの十年ほどでできていました金融デリバティブの一種でございまして、通常です、こういう融資の債権をいたしますと、その債権そのものを売ってしまうとか何かと</p>	<p>いうことでございますけれども、その融資契約のリスクの部分、このリスクについて、そのリスクを買つてあげます、その代わり毎年幾ら幾らお金はいただきますよと、万が一そういうデフォルトが起きたときには何ぼお金を払いますというような契約を結ぶものがこのCDS契約でございます。</p> <p>○風間赳君 それを、ですから、今までどこもやつてないんだけど、証券化業務をやつている中小企業公庫が一番経験的にはやつていらっしゃるんだと思うんですけども、今度は国金も農林公庫もCDS契約を活用して証券化支援業務をやることになるわけですけれども、実際にこれメリツトあるのかどうかということを、今の説明だと何とか信用でやり取りすると言つたから、債権が動かないというふうに単純に考えていいんだと思うんですけれども、それがメリツトなんですかね、ちょっと教えてくれますか。</p> <p>○政府参考人（鈴木正徳君） これまで中小企業金融公庫におきましては、証券化業務、これはCDSではございませんけれども、証券化をやってまいりました。</p> <p>これは民間金融機関が無担保無保証で融資を行うと、そのような債権について中小企業金融公庫が買い取りまして、それを証券化していくといふものでございます。これは、中小企業の無担保融資を促進させようということで始めた制度でございます。</p> <p>ところが、民間金融機関にしてみますと、債権の中小企業向けの融資残高は減つてしまふというようなことがあります、また、今だんだんと正常化していますのでオーバーランス化するまではしたくないというようなこともあります。</p> <p>私も、今回これお願いをしておりますのは、例えば民間金融機関が無担保無保証で中小企業者とか小規模事業者の方々に融資を行う、これを是非とも促進をしたいということでございまして、そのような融資を行つた場合には、CDS契約を</p>
	<p>いうことでございますけれども、その融資契約のリスクを買つていていると大変ですので、そのリスクをずっと持つていると大変ですので、そのリスクをずっと持つていては低調な状況にまでなります。そのため、農林公庫としましては、平成十六年からですけれども、業務協力とか協調融資を推進しまして民間金融機関の参入支援を行つてあります。特に、担い手農業者に</p>	<p>通じましてそのリスクをこちらの政府系金融機関の方で買ひ取りまして、ただ、政府系金融機関もそのリスクをずっと持つていては低調な状況にまでなります。そのため、農林公庫としましては、平成十六年からですけれども、業務協力とか協調融資を推進しまして民間金融機関の参入支援を行つてあります。特に、担い手農業者に</p>
	<p>いうことでございますけれども、その融資契約のリスクを買つていては低調な状況にまでなります。そのため、農林公庫としましては、平成十六年からですけれども、業務協力とか協調融資を推進しまして民間金融機関の参入支援を行つてあります。特に、担い手農業者に</p>	<p>いうことでございますけれども、その融資契約のリスクを買つていては低調な状況にまでなります。そのため、農林公庫としましては、平成十六年からですけれども、業務協力とか協調融資を推進しまして民間金融機関の参入支援を行つてあります。特に、担い手農業者に</p>

ります。

したがつて、平時においては民業補完を旨として更なる検討は行つてまいりますけれども、民間金融機関の動向を十分把握した上で政策金融として必要なところに資金が円滑に供給される、そういう政策金融の肝心のところはきちんと残してやるわけでございます。

○風間赳君 先ほど木俣委員から完全民営化に移行する商工中金のお話がありました、私はもう一つの、今大臣もちょっと出されました日本政策投資銀行の件についてお伺いしたいというふうに思います。

民営化に伴つて、これまでも政策投資銀行は災害や、あるいは様々な町づくりのための地域振興、地域活性化の業務をやっていただきたわけですから、民営化に伴つてその役割の維持ということは、本当にそのまま可能なのかどうかということは、不可能になるなんかないかという心配もないわけじゃないので、このことについて所管している財務省の方からお伺いしたいと思うんですけれども。

○政府参考人(香川俊介君) 政策投資銀行でなければ、これまで地域再生でありますとか事業再生等の分野におきまして、引き続き今まで培つてきました事業評価能力などのノウハウを生かしまして、出資と融資による長期のリスクマネーの供給を行つてまいりました。

民営化後的新会社につきましては、この地域再生等の分野におきまして、引き続き今まで培つてきました事業評価能力などのノウハウを生かしまして、出資と融資による長期のリスクマネーの供給を行つてまいりました。

ただ、これまで財政融資資金の借入れでありますとか政保債の発行というようなことで調達面での財政支援があつたわけですから、こういふものは完全民営化後はなくなりますので、個別契約ごとにリスク見合いで収益性が確保されるよ

うな条件を設定した上で、先ほど言いましたようにノウハウを生かして地域再生等をやっていくんだろうというふうに思います。

○風間赳君 調達面での財政支援はなくなるが、少くとも地域再生を含めた地域支援事業はきっととつていただくということでいいですね。確認ですけれども、もう一回。

○政府参考人(香川俊介君) そういう分野に一日の長がございますので、恐らくそういうビジネスモデルを確立してやつていかれる事になろうと思いますが、民営化後の会社ですので、私がここで必ずそうなるとは申し上げられませんけれども、恐らくそつなるであろうと期待もしております。

○風間赳君 分かりました。

先ほど木俣委員がこの参議院の行革特で出されました附帯決議にも商工中金の部分について読み上げましたけれども、同じく政策銀行についても所要の制度的措置をとることというふうになつてゐることは是非御理解をいただければ有り難いというふうに思います。

それでは次に、資金調達コストについてお伺いしますけれども、社債の発行について、まず、これは勘定ごとに区分して発行するのか、端的に伺いたいと思います。

○政府参考人(大藤俊行君) 新公庫が行う資金調達の契約主体というのは、新公庫設立後はすべて株式会社日本政策金融公庫となるわけですが、して、勘定別に区分して発行するということではございません。

○風間赳君 資金調達コストが余り下がらないでいると統合メリットが実際に出ないんではないかということについて、低くなるんではないかと。その資金調達コストが下がるということについての考え方方はちゃんと示すべきではないかと思うんですけれども、どうですか。

○政府参考人(大藤俊行君) 新公庫の資金需要につきましては、各分野で必要とされます資金でございますね、これについての調達時期とか償還期

限、様々であるわけでございますけれども、それを勘定ごとということでおるのはなくて、いわゆる新公庫におきまして一元的、効率的に、公庫全体が必要とする資金をいかに一元的、効率的に調達を図つていくかという観点で資金調達コスト

の縮減等を図つていくかということでございます。○風間赳君 この新公庫というのは市場化テストの対象になつておりますけれども、基本的に四機関統合で管理部門を中心の人員削減になるのはこれ間違いないと思うんですけれども、問題は、管理部門以外の方々の更なる人員削減になつていくのかどうかということがある意味では非常に興味あることなんですねけれども、このことについては大臣としてはどういうふうに今お考えか、伺いたいと思いますけれども。

○国務大臣(渡辺喜美君) この政策金融改革の議論を始めたころ、金融のアンバンドリングという議論を行いました。政策金融の中でどういう機能が最終的に残るのか、また民間にできることは民間にどうい観点から、機能を分解をして、そして残すべきもの、民間に出すべき機能を分けたらどうかという発想からの議論でございました。

市場化テストにつきましては、まさしく御指摘のように、民間の創意工夫をより質の高い、かつ効率的な業務運営を行う観点から幅広く検討対象になり得ると考えております。政策金融の的確な実施を図るという点はもちろん踏まえていかなければなりません。個々の業務の性格や民間に委託するメリットについてきちんと検討をした上できめ細かく対応していくことが大事であるかと考えております。

○風間赳君 終わります。

○龜井郁夫君 国民新党の龜井でございますが、最後でございますのでもう少し付き合つてください。よろしくお願ひします。

今回のこの改革案でなければ、国民金融公庫にしろ中小金融公庫にしろあるいは農林漁業金融公庫というのは非常にセーフティーネットワークとして機能を果たして、一般の民間銀行がなかなか

かならないことをやつてきたという面では非常に意味があつたということを考え、これを簡単にまとめるとは非常に大きな影響があるということを考えた上で十分取り組んでほしいと思うわけであります。

まず最初に聞きたいのは、平成十四年十月七日の経済財政諮問会議で取りまとめられた政策金融の抜本的改革に関する基本方針では、公益性が高く、またリスク評価が困難な領域に政府金融の業務内容を限定するということにして、国民金融公庫については教育資金貸付けの対象範囲やあるいは農業金融公庫の大企業向け食品産業貸付けなどか、中小企業金融公庫についても一般貸付け等が廃止されるほかは、ほとんどそのまま業務が引き継がれるわけでございますけれども、ということは、これらについては非常に小さな縮小なんで、それぞれの金融機関は必要な範囲で大事な仕事をしてきたんだというふうに評価できると思いますけれども、大臣はこの三機関のことについてどのように、三つの公庫のこれまでのことについてどういうふうにお考えでしようか。

○国務大臣(渡辺喜美君) 今回、四つの機関を一につき統合する法案を提出をしたわけでございます。これについては、やはり簡素で効率的な政府を目指すというのが私たちの立場でありますけれども、大臣はこの三機関のことについてどういうふうにお考えでしようか。

○国務大臣(渡辺喜美君) 今回、四つの機関を一につき統合する法案を提出をしたわけでございます。これについては、やはり簡素で効率的な政府を目指すというのが私たちの立場でありますけれども、大臣はこの三機関のことについてどういうふうにお考えでしようか。

政策金融の世界においても民業補完という点を更に徹底をしていくべきであるという考え方から行つてはいるところでございます。政策金融として引き続き残すべきものについてはきちんと残しております。必要最小限の業務というのを一つの機関に担わせるというのがまさしくそういう観点からの結論でございました。新公庫に統合される各機関の業務において、民間金融機関で対応できると判断されたものについては廃止、縮減をするものでございます。

いざれにしましても、政策金融改革の趣旨に沿つた業務の見直しが行われているものと考えております。

おりました。

○龜井郁夫君 今大臣もおつしやつたように、簡

素化するということは非常にいいことでありますけれども、なぜこの三つと一緒にしなきゃいけないかということについてお尋ねしますけれども、國民生活金融公庫については平成十一年に既に国民金融公庫と環境衛生金融公庫、合体したと。そしてまた国際協力銀行については同じく平成十一年に日本輸出入銀行と海外経済協力基金を合体させたということをやっているわけですね。

そのときにはそれぞれ類似性と共通性が想像でくるんですけれども、今回の統合については何か理念も理由も見当たらぬような気がするわけでござりますけれども、これを実際に利用する國民の立場に立つても、また実際、業務に携わる職員にとっても納得性が必要だと思うんだけれども、これについて、どうもなかなか納得しにくいという感じがあるんですけれども、納得できる説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(渡辺喜美君) まず、一つの機関に統合するわけでござりますから、管理部門など共通

の業務については一元化することが可能になります。また、同じ地域に複数の支店が存在する場合に、これを統合するということによつて役職員の数を減らすことが可能になりますし、当然コストを削減することができるようになります。(二番目に、新公庫が一元的かつ効率的に資金を調達するということによって資金調達コストの低減が図られるようになります。第三に、業務に関するノウハウを共有することができなります。それぞれの部門間の協力によって統合の相乗効果が発揮できるようになると考えております。新規創業企業を起こすことへの支援とか、あるいは一度死んでよみがえる事業再生の支援とか、また経営コンサルティングとかビジネスマッチングとか、そういうしたことについて、それぞれの垣根を越えた幅広いサービスを提供することが可能になります。四番目に、支店の統合によって、すべての四つの公庫のですね、すべての業務についてワンストップサービスの提供が可能になるわけござります。

こうした観点から、まさしく四つを一つにするということの合理性とメリットが御理解をいただけるのではないかでしようか。

○亀井郁夫君 いろいろと統合の効果を言われたんですけども、そういうことで統合したらどの程度の統合効果が出るというふうに読んでいるんでしようか。

○政府参考人(鈴木正徳君) ただいま大臣から申し上げました、例えば同一地域に複数の支店が存在する場合の統合でございますけれども、現在、三公庫で全国に二百三十三の支店がございます。六十地域で約八十の支店が複数ございまして、このような支店をできるだけ一地域一支店に統合をしていくということでございます。そうしますと、この約八十の支店、こういうものは現存のほかの支店に統合されるということでございます。

それから、管理費等につきましては現在まだ計算中でございますけれども、例えば役職員につきましても五年間で5%以上の削減は当然でございますけれども、それに加えまして、現在様々な業務を精査しております。例えば、本店の管理部門でも一千百名ほどの職員がいらっしゃいますけれども、どのようにこれを統合していくのか、今正確に精査している最中でございます。

○亀井郁夫君 今、抽象的に言われたけど、具体的な話になつていらないんだけれども、大体何名ぐらい、そして何億ぐらい、例えば何百ぐらい合理化されるんだというふうに、例えれば、そのようなことを頭に描いてやられているはずだと思いますけれども、統合したら數は減りますよ。だんだんだけれども、統合することで方針をはつきりしておこなうことがあります。だから、そういうふうな意味では余り変わらぬと思うし、人員なんかはどの程度変わつてくるんですか。

○政府参考人(鈴木正徳君) 人員につきましては、全体の人が精査できているかということでございますけれども、どの程度の一緒になつたやつはまた大きくなるわけだから、そういう意味では余り変わらぬと思います。そこで、本店等の間接部門、こういう間接部門を中心に削減することは可能だと考えております。

先ほども申し上げましたように、本店の間接部門の職員数でございますけれども、一千百名でございます。私ども、できるだけシステムとか様々ににつきましても統合化を図つていくことが必要だと考えておりますけれども、一方、現場でまた混乱が起きて、これもまた統合の目的ではございません。

したがいまして、誠に恐縮でございますけれども、今、まさしくこの法案の御審議と並行させていただきまして、どの程度の職員数の削減等ができるかを計算をさせていただいている最中でございまして、平成二十一年十月に統合いたしますけれども、その統合が円滑にくくよう、それまでに検討を進めたいたいというふうに考えております。

○亀井郁夫君 私、言いたいのは、そういうふうな合理化の形というのは十分検討して、大体どの程度削減できるんだということを見越した上で合理化していくのが、普通、会社の場合でも同じだし役所でも同じだと思うんだけれども、何か今は、統合が先にあって、統合効果は後から来るといふような形で、結果的にはどうなるのか分からぬような状況でしょう。それじゃ困るので、十分検討してやつてもらわないと、何か統合するといふことだけが先行しているような気がするものですからお尋ねしているんですけども、それは分からぬわけですよね、今は、要するに。

○政府参考人(鈴木正徳君) 方針としてははつきりしているところだと思います。例えば支店についても、同一地域に複数ある支店については、これは統合するということで方針をはつきりしておきます。また、間接部門も一元化しまして、できる限り職員の削減を図つていくという方針も、これもはつきりしております。

その結果、統合効果としてはこれはメリットがあるということははつきりしていると思いますけれども、誠に恐縮でございますが、それで具体的な数字がどうかというところにつきましては、例えば、統合の際に不要な資産は売却を当然いたしました。その資産を売却するときにその価格がどのくらいになるのかということは、まだそれは、その時々の不動産市況によつても違つてしまいりますので計算はできませんが、方針としてはつきりしておられますし、この方針に沿つて行えればやはり統合のメリットはあるというふうに考えております。

○亀井郁夫君 いわゆる民業圧迫といふことはつきりしたわけですけれども、しつかり頑張つて効果を出すようにしなきゃ、どうせ決まるんだから、お願ひしたいと思います。

それから、民業圧迫ということなんですが、いたしまして、平成二十一年十月に統合いたしますけれども、その統合が円滑にくくよう、それまでに検討を進めたいたいというふうに考えております。

○亀井郁夫君 私、言いたいのは、そういうふうな合理化の形といふことは十分検討して、大体どの程度削減できるんだということを見越した上で合理化していくのが、普通、会社の場合でも同じだし役所でも同じだと思うんだけれども、何か今は、統合が先にあって、統合効果は後から来るといふような形で、結果的にはどうなるのか分からぬような状況でしょう。それじゃ困るので、十分検討してやつてもらわないと、何か統合するといふことだけが先行しているような気がするものですからお尋ねしているんですけども、それは分からぬわけですよね、今は、要するに。

○政府参考人(鈴木正徳君) いわゆる民業圧迫といふことはつきりしたわけですが、本来、政策金融機関が、民間金融のみでは適切な対応が困難であるという分野に資金を供給しているわけでございます。それにもかかわらず、実態上、民間金融機関でも対応可能な分野に資金が供給されて競合が生じてしまつているではないかというのがいわゆる民業圧迫論であろうかと思います。

今回の改革におきましては、民間でできることは民間にについて相当の議論をやつてしまいまして、その結果、平成十七年末に行革の重要な方針が決定をされました。これを受けて、行革推進法において政策金融として残すべきものと廃止、縮小を行うべき業務が決定されたわけでございます。

現在の公庫は、民間の企業会計に基づいて損益を試算をすると収益性は高くはない、まあ低い方だと思います。これは、現在の公庫が民間金融機関に比べて金利が非常に低い低利貸付けを行つていて、公庫の収支赤字といふことをもつて公庫は全く民業との競合がないということではないと考えております。

今回の改革の過程において、民間金融機関や中小企業団体等の利用者からも十分なヒアリングは行つております。現行機関の業務の精査を十分に行つた上で今回の案を出しておるわけでござります。

○亀井郁夫君 今言われたように、民間の金融機関でできるものはそこにやらせるということは分かりますけれども、今後は主としてセーフティーネットワークなんかを中心とした政策金融が中心になるということになれば、なおさらもうからないということになるわけですから、それだけにそれがだけの配慮をしていかなければいけないと思うんです。

ただ、国際金融の関係ではちょっと今は違うんだけども、それ業務ごとに経理を区分して勘定も設ける、また主務大臣も違うということになりますから、なかなか複数の調整が必要になつてくると思うんですね。そうすると、たくさんの大臣を調整しなきやいかぬということになつくるので、新しい会社の経営者は主体的なガバナンスを發揮できないんじやないかという懸念もあるわけございますけれども、そういう点についてはどうするんだろうかということで、これからガバナンスの発揮を期待するためにどうするかと。何か今回の改正は、株式会社にしたのは計算書類を作るためだけの会社みたいな感じになるわけございますけど、これについてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(渡辺喜美君) 今回、株式会社にいたしましたのは、先ほど御議論をしていましたのは、これは、先ほど御議論をしていましたように、会社法適用なんですね。

そういたしますと、当然これは内部統制が掛かってまいります。取締役会による意思決定や各取締役の業務執行の監視など、企業的な運営の仕組みになつていくわけでござります。こういうことを言つておられるわけですが、したがつて、業務執行に当たつて、それぞれらばらに縦割りで、全く垣根を取つ払わずにやるというのではなく

て、一つの公庫として会社法適用のガバナンスを行つわけでござりますから、それの主務大臣においても、一体的な組織運営や経営陣による改革であるわけでござります。

また、これは公庫でございますから、政策金融連携は行つて必要がござります。いずれにいたしましても、行革担当大臣の立場からは、この法案施行後も新公庫の一體的な、かつ効率的な運営が確保するように十分ウォッチをしてまいりたいと考えております。

○亀井郁夫君 ガバナンスの問題に絡むんですけども、勘定も分けていろいろ別々にやりますね。そうすると、そこで片方は赤字だと、片方は黒字だという場合に、合わせてこの会社の赤字か黒字かとなるわけだけれども、全部を足してみると、という仕組みには必ずしもなつてないということです。会社としてですね、配当せぬのだからいいじゃないかということかもしないけれども、何かちよつととつきりしないんですね。一つであれば、最後は別々かもしれないけれども、やはり一つにしてやっていくんだというのが普通の会社の在り方ですよね。それについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○国務大臣(渡辺喜美君) 経営者というのはどこでもそうでございますが、相反するかのように見える要請を同時に満たしていく必要があるんだろうと思うんですね。我々政治家もそうでございましたのは、これは、先ほど御議論をしていましたように、会社法適用なんですね。

新公庫においては、新公庫の経営陣が一方において政策金融を適切に実施していくと、しかし一方において、とてもなく財政資金、税金投入が必要であるというのでは、これは持続可能性がないわけでござります。したがつて、会社法適用の下に、きちんとガバナンスを利かせながら政策金融の適切な実施を行い、なつかつ国民負担は必要最小限にしていくという経営努力が求められるわけござります。

ただ、農業の世界においても、例えば日本のお米がおもしり屋さんというソフトパワーのおかげで、台湾辺りでは何とキロ千円ぐらいで取引をさ

ございますが、やはりこういうものを同時に満たしていくというのが経営者の技というものではないでしょうか。

○亀井郁夫君 今経営者の技だという話があつたいつで、それでガバナンスをちゃんとやれといつていますけれども、ここに付いては三つを一緒にするというのならまだ分かるんだけれども、国際金融も一緒にすると、どう見ても全く異質のものを一緒にして、しかも別々に会計を見ていいで、それでガバナンスをちゃんとやれといつていますけれども、ここに付いては三つを一緒にするといつて、それでガバナンスをちゃんとやれといつても、そしてそれがこここの社長の仕事だと言つても、社長は何もできなくて、管理部分の統合がしますけれども、本当に理解に苦しむんですね。それでも、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(渡辺喜美君) いざれにしても、せつからく四つの組織が一つに統合されたわけござりますから、統合の相乗効果を大いに発揮してもらいたいと思うんですね。

例えば今、日本経済の中で、地域も企業もそうありますが、世界経済とつながっているところは非常に業績がいい、絶好調なんですね。残念ながら、国内経済だけのところは余りいいところがたくさんないという現実がございます。

中小公庫においても、既に海外展開をしておられるお客様が相当の数に上つてゐるという結果がござります。零細企業であつても、もう今や世界経済がIT革命の下で一つにつながつてしまつているということがござりますので、本当に少人數で起こした企業が世界とつながつてすごいビジネスができるチャンスが幾らでもこれあるわけ

あります。

一方、農業の世界においても、例えば日本のお米がおもしり屋さんというソフトパワーのおかげで、台湾辺りでは何とキロ千円ぐらいで取引をされていると。キロ千円ということは一俵六万円ですよ。今一俵六万円でお米が売られているなんてちょっと信じ難い話でござりますが、正に世界経済の中ではそういう取引が行われているんです。

そういたしますと、例えば農林漁業金融公庫のお客さんの中できれいに海外展開をやってみようかなという人が出てきてくれたら、これは本当に夢のある話ではないんでしょうか。旧輸銀が蓄積したノウハウはたくさんござりますので、正に四つの公庫が一つに統合をされると、そういう夢のある展開が大いに可能になつてくると考えるところでござります。

○亀井郁夫君 時間がなくなりましたが、平成十一年に国際協力銀行をつくりましたけれども、そのときには海外経済協力基金の部分をJICAと一緒にしゃつたということですね。日本輸出入銀行の部分を今度は日本政策金融公庫にするということで、せつからく十一年に一緒にしたものを持った二つに分けてしまうということで、正に朝令暮改の典型ではないかというような感じがするわけございまして。

国際経済につながるところについてはもうかつているという話が今出来たけれども、確かにそうかもしれません、こういうふうに、国際的な問題も、せつからく併せたものをまた分けるというふうなことは、どうしてこんなになるのかということで、どうしても国際協力銀行の扱いについては理解できない点があるわけだけれども、これについてはどのようを考えたらしいのか。

また、附則四十七条ですか、見直し規定がござりますけれども、今後、これについては十分考えて、国益を害するがないようにやつてほしいと思うわけだけれども、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(渡辺喜美君) J B I Cにつきましては、先ほども申し上げましたように、基本コンセプトの違いというのが一つはあつたんだろうと思います。

今回は、援助についてはまさしく技術、無償そ

いうことも決めたわけでございます。

一方、旧輸銀の機能につきましては他の三つと統合をしていくわけでございまして、J B I Cのときに残念ながら二つの機関がうまくいかなかつた、その失敗の教訓も学びながら、今回は四つの機関を一つに統合し、まさしく経営者の技を発揮をしてもらつて適切なマネジメントを行つていくことになるならば、この統合は成功をすると我々は考えております。

○鷲井郁夫君 時間になりましたから、あとはこの次に。

○委員長(藤原正司君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(藤原正司君) この際、議案の撤回についてお諮りいたします。

特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案について、発議者松井孝治君外四名から、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案について、発議者松井孝治君外五名から、それぞれ撤回の申出がありました。

両案の撤回を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認めます。よつて、特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案及び国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案は撤回を許可することに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十分散会

五月十日左の議案は撤回された。

一、特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(第百六十四回国会

松井孝治君外四名発議)(継続案件)

一、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会松井孝治君外五名発議)(継続案件)

平成十九年五月二十一日印刷

平成十九年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局